明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（**経済産業**七四）　一
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則（**同**七五）　二
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（**同**七六）　六
○鉱業法施行規則の一部を改正する省令（**同**七七）　一六
○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（**同**七八）　四
〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**三三九）　四
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**二〇〇四～二〇一九）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州銀行監督機構の標章を指定した件（**経済産業**一八三）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州イノベーション・技術機構の標章を指定した件（**同**一八四）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際鉄道輸送政府間組織の標章を指定した件（**同**一八五）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国連貿易開発会議の標章を指定した件（**同**一八六）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際連合大学の標章を指定した件（**同**一八七）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された世界観光機関の標章を指定した件（**同**一八八）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和五事業年度財務諸表、型式適合認定、型式部材等製造者の認証関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省　令

○経済産業省令第七十四号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第六十七条第一項の規定に基づき、貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令を次のように定める。

令和六年十一月七日

経済産業大臣　武藤　容治

貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令

目次

第一章　総則（第一条―第四条）　五九
第二章　掘削用機械（第五条―第十条）　六〇
第三章　火薬類取扱所等（第十一条）　六二
附則　六三

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　「掘削用機械」とは、土地の掘削の用に供する貯留等工作物であって、次に掲げる構造物、基礎、設備及びこれらの附属設備からなるものをいう。

イ　やぐら（掘管その他の坑井を掘進するための設備（以下「掘管等」という。）を支持する構造物及び基礎をいう。）

ロ　巻揚機（掘管等をつり上げ、又はつり下げるためのロープ（以下この号及び第六条第二項において「巻揚用ロープ」という。）を巻き上げ、又は巻き下ろすための設備をいう。）

ハ　トラベリングブロック等（トラベリングブロック（巻揚用ロープによりクラウンブロック（やぐらの上部に設置され、巻揚用ロープにより巻揚機と接続される定置式の滑車をいう。第六条第二項において同じ。）につり上げられる移動式の滑車をいう。第七条第一項において同じ。）、フックその他の掘管等をつり上げるための設備をいう。）

ニ　泥水循環設備（泥水を循環させるためのポンプ並びにそのポンプと一体となって泥水循環の用に供されるロータリーホース（掘管等の上部に接続され、坑井内部へ送る泥水を通ずるホースをいう。第八条第三項及び第四項において同じ。）及びタンク並びにこれらの附属設備の総合体をいう。）

ホ　噴出防止設備（土地の掘削の作業において、坑井からガス等の噴出するおそれが多いときに、地層からの流体の侵入を防止するために坑口の上に設置する装置及び当該装置と一体となって坑井内部の圧力制御を行うための設備の総合体をいう。）

二　「火薬類取扱所」とは、試掘の用に供する火薬類を存置するために設ける建物をいう。

（立入りの防止）

第二条　試掘場（法第五十九条第一項第三号に規定する試掘場をいう。以下同じ。）には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講じることとする。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。

（保安通信設備）

第三条　試掘場には、緊急時に迅速な通信を確保するため、適切な通信設備を設けることとする。

（保安距離）

第四条　坑井からのガス等が噴出した場合の被害の発生を防止するため、当該坑井の坑口から住宅、学校、病院その他の施設に対し適切な距離を有することとする。

第二章　掘削用機械

（やぐら）

第五条　やぐらの基礎は、予想される最大総荷重を支持し、予想される風圧によるやぐらの倒壊を防止する支持力を有するものとする。

２　やぐらの脚は、予想される最大静荷重に耐える強度を有するものとする。

３　やぐらに控綱を設けるときは、予想される風圧及び振動に耐える強度を有するロープ及び埋ブロックを使用し、かつ、倒壊を防止するため適切な数の控綱を設けることとする。

（巻揚機）

第六条　巻揚機の巻揚能力は、最大総荷重に対して適切なものとする。

２　巻揚用ロープは、巻揚機とクラウンブロックとを接続する部分に作用する最大荷重に耐える強度を有するものとする。

３　巻揚機のブレーキは、確実に運転を停止し、かつ、保持できるものとする。

４　巻揚機の動力の非常遮断装置は、適切な箇所に設けられているものとする。

（トラベリングブロック等）

第七条　トラベリングブロックには、ロープの接触その他の損傷を防止するため、ロープの通る孔を空けた金属被覆の設置その他の保護設備が設けられていることとする。

２　フックには、設備が外れないための適切な安全装置が設けられていることとする。

３　トラベリングブロック等は、予想される最大荷重に耐える強度を有するものとする。

（泥水循環設備）

第八条　泥水循環設備のポンプのうち、過圧が生ずるおそれのあるものには、圧力計及び安全弁が設けられていることとする。

２　泥水循環設備の高圧ガス製造設備は、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第十三条第一号イ又はロに規定する装置（設計圧力を超える圧力にならない構造のものに限る。次条において同じ。）により高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）及び液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の適用を受けるものを除く。）をいう。次条において同じ。）を製造するものであって、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十一号から第十三号まで及び同条第二項第一号イの基準に適合するものとする。

３　泥水循環設備のロータリーホースは、泥水の最高使用圧力に対して十分な強度を有するものとする。

４　泥水循環設備のロータリーホースは、落下を防止するための適切な措置が講じられているものとする。

５　泥水循環設備のタンクには、掘削作業中における逸泥その他の異常事態を的確に把握するため、泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる適切な装置が設けられていることとする。

（噴出防止設備）

第九条　噴出防止設備の高圧ガス製造設備は、一般高圧ガス保安規則第十三条第一号イ又はロに規定する装置により高圧ガスを製造するものであって、同令第六条第一項第十一号から第十三号まで及び同条第二項第一号イの基準に適合するものとする。

（ロープ等）

第十条　ロープは、塗金、塗油その他の腐食を防止するための適切な措置が講じられているものとする。

２　掘削用機械には、巻揚機のつり上げ荷重その他の荷重を測定するための装置が設けられていることとする。

３　掘削用機械に設備をつり下げた状態における安定性を確保するためのおもりを取り付ける場合にあっては、作業に支障のない位置に設け、かつ、適切な保護設備が設けられていることとする。

第三章　火薬類取扱所等

第十一条　火薬類取扱所は、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五十二条第三項（第十一号から第十三号までを除く。）の基準に適合するものとする。

２　火薬類を収納する容器は、火薬類取締法施行規則第五十一条第一号及び第二号の基準に適合するものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

○経済産業省令第七十五号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）の規定に基づき、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則を次のように定める。

令和六年十一月七日

経済産業大臣　武藤　容治

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　登録記録等
第一節　登録記録（第四条―第八条）
第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十五条）
第三節　持出禁止（第十六条）
第三章　登録手続
第一節　申請書記載事項及び添付書面（第十七条―第二十三条）
第二節　登録申請の手続
第一款　申請（第二十四条―第三十条）
第二款　受付等（第三十一条―第三十五条）
第三款　登録済証（第三十六条）
第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録（第三十七条）
第五款　登録済証の提出がない場合の手続（第三十八条・第三十九条）
第六款　許可試掘区域図（第四十条・第四十一条）
第七款　登録すべきものでないとき（第四十二条）
第三節　表題部の登録事項（第四十三条―第四十七条）
第四節　権利部の登録事項
第一款　通則（第四十八条―第五十九条）
第二款　信託に関する登録（第六十条・第六十一条）
第三款　仮登録（第六十二条―第六十四条）
第五節　雑則（第六十五条―第六十九条）
第四章　登録事項の証明等
第一節　登録事項の証明等に関する請求（第七十条・第七十一条）
第二節　登録事項の証明等の方法（第七十二条―第七十四条）
第三節　登録事項証明書における代替措置
第一款　通則（第七十五条―第八十一条）
第二款　代替措置（第八十二条―第八十七条）
第三款　公示用住所の変更（第八十八条）
第四節　手数料（第八十九条・第九十条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　添付書面　登録の申請をする場合において、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（以下「令」という。）第十七条本文若しくは第二十四条の規定、第三章の規定又はその他の法令の規定によりその申請書と併せて経済産業大臣に提出しなければならないものとされている書面をいう。

二　嘱託書　令第十二条第一項に規定する登録の嘱託において、同条第二項において準用する令第十三条の規定により嘱託者が経済産業大臣に提出しなければならない書面をいう。

三　順位事項　第四十九条第一項の規定により権利部に記録される番号（以下「順位番号」という。）及び同条第二項の規定により権利部に記録される符号をいう。

四　許可試掘区域図　許可試掘区域（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域をいう。以下同じ。）を示す図面をいう。

五　申請書　申請書記載事項を記載した書面をいう。

六　試掘権番号　第四十四条の規定により表題部に記録される番号、記号その他の符号をいう。

（登録の前後）

第二条　登録の前後は、順位番号による。

（付記登録）

第三条　次に掲げる登録は、付記登録（令第四条第二項に規定する付記登録をいう。以下同じ。）によってするものとする。

一　登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

二　令第二十八条に規定する場合における権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録

三　登録事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登録の回復

四　登録の目的である試掘権（法第二条第八項に規定する試掘権をいう。以下同じ。）の消滅に関する定めの登録

五　買戻しの特約の登録

第二章　登録記録等

第一節　登録記録

（登録記録の編成）

第四条　登録記録の表題部は、別表第一の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。

２　権利部には試掘権に関する登録の登録事項を記録するものとする。

（移記又は転写）

第五条　経済産業大臣は、登録を移記し、又は転写するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、現に効力を有する登録のみを移記し、又は転写しなければならない。

２　経済産業大臣は、登録を移記し、又は転写したときは、その年月日を新たに記録した登録の末尾に記録しなければならない。

３　経済産業大臣は、登録を移記したときは、移記前の登録記録を閉鎖しなければならない。

（記録事項過多による移記）

第六条　経済産業大臣は、登録記録に記録されている事項が過多となったことその他の事由により取扱いが不便となったときは、登録を移記することができる。この場合には、表題部の登録及び試掘権の登録であって現に効力を有しないものも移記することができる。

（登録記録の閉鎖）

第七条　経済産業大臣は、登録記録を閉鎖するときは、閉鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登録記録の表題部（令第二十二条第一項第四号に掲げる登録事項を除く。）を抹消する記号を記録しなければならない。

（副登録記録）

第八条　経済産業大臣は、登録記録に記録されている事項（信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登録記録を調製するものとする。

２　経済産業大臣は、試掘権登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができないときは、前項の副登録記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登録記録に記録した事項は、登録記録に記録した事項とみなす。

３　経済産業大臣は、試掘権登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登録記録に記録した事項を登録記録に記録しなければならない。

第二節　登録に関する帳簿

（申請情報等の保存）

第九条　経済産業大臣は、申請書及びその添付書面その他の試掘権登録簿の附属書類を、第十二条の規定に従い、次条第二号に掲げる帳簿につづり込んで保存するものとする。

（帳簿）

第十条　経済産業省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一　受付帳

二　申請書類つづり込み帳

三　決定原本つづり込み帳

四　各種通知簿

五　請求書類つづり込み帳

六　申出関係書類つづり込み帳

（受付帳）

第十一条　受付帳は、登録の申請について調製するものとする。

２　受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。

（申請書類つづり込み帳）

第十二条　申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、取下書その他の試掘権登録簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために経済産業大臣が作成したものを含む。）をつづり込むものとする。

（決定原本つづり込み帳）

第十三条　決定原本つづり込み帳には、申請を却下した決定の決定書の原本をつづり込むものとする。

（請求書類つづり込み帳）

第十四条　請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

一　登録事項証明書（令第五十五条第一項に規定する登録事項証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求

二　許可試掘区域図の全部又は一部の写しの交付の請求

三　試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求

（申出関係書類つづり込み帳）

第十五条　申出関係書類つづり込み帳には、第七十七条第一項に規定する代替措置等申出に関する書類及び第八十七条第一項の規定による代替措置申出の撤回に関する書類をつづり込むものとする。

第三節　持出禁止

第十六条　試掘権登録簿及び試掘権登録簿の附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、経済産業省外に持ち出してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、裁判所から試掘権登録簿の附属書類を送付すべき命令又は嘱託があったときは、その関係がある部分に限り、試掘権登録簿の附属書類を送付するものとする。

第三章　登録手続

第一節　申請書記載事項及び添付書面

（申請書記載事項）

第十七条　令第十三条に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請人（令第十三条に規定する申請人をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

二　申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって登録を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、申請人が代位者（令第二十二条第二項第六号に規定する代位者をいう。第六十七条第二項において同じ。）である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五　申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先

六　許可試掘区域

七　試掘の概要

八　試掘の許可（法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。以下同じ。）の有効期間が満了する日

九　登録の目的

十　登録原因（令第五条第二項に規定する登録原因をいう。以下同じ。）及びその日付

十一　試掘権の設定又は移転の登録（信託の登録を除く。）を申請する場合において、登録名義人となる者が二人以上であるときは、当該登録名義人となる者ごとの持分

十二　申請人が登録権利者又は登録義務者（登録権利者及び登録義務者がない場合にあっては、登録名義人）でないとき（第四号、次号及び第十四号の場合を除く。）は、登録権利者、登録義務者又は登録名義人の氏名又は名称及び住所

十三　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、申請人が登録権利者、登録義務者又は登録名義人の相続人その他の一般承継人である旨

十四　前号の場合において、登録名義人となる登録権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登録権利者の氏名又は名称及び一般承継の時における住所

十五　登録の目的である試掘権の消滅に関する定めがあるときは、その定め

十六　権利の一部を移転する登録を申請するときは、移転する権利の一部

十七　申請人が令第十七条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により、令第十六条第一項又は第二項に規定する登録済証を提出することができないときは、当該登録済証を提出することができない理由

十八　添付書面の表示

十九　申請の年月日

二十　登録免許税の額

二十一　前各号に掲げるもののほか、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請するときは、同表の申請書記載事項欄に掲げる事項

（申請書の作成及び提出）

第十八条　申請書は、登録の目的及び登録原因に応じ、一の試掘権ごとに作成して提出しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

一　二以上の試掘権について申請する登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

二　同一の試掘権について申請する二以上の登録が、いずれも表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三　一又は二以上の試掘権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四　同一の試掘権について申請する二以上の権利部の登録（前号の登録を除く。）の登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

（申請書記載事項の一部の省略）

第十九条　次に掲げる規定にかかわらず、試掘権を識別するために必要な事項として第四十四条に規定する番号、記号その他の符号を申請書に記載したときは、当該各号に定める事項を申請書に記載することを要しない。

一　第十七条第六号　同号に掲げる事項

二　第十七条第七号　同号に掲げる事項

三　第十七条第八号　同号に掲げる事項

（添付書面）

第二十条　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申請人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書面（法人にあっては、印鑑に関する証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書面）（以下「本人確認書面」という。）

二　申請人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

三　代理人によって登録を申請するときは、当該代理人の権限を証する書面

四　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、代位原因を証する書面

五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十五条第一項、第二十七条第二項、第七十七条第四項第一号、第八十三条第四項、第八十六条第三項第一号及び第八十七条第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

六　登録原因を証する書面。ただし、次のイ又はロに掲げる場合にあっては当該イ又はロに定めるものに限るものとし、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請する場合（次のイ又はロに掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付書面欄に規定するところによる。

イ　令第二十六条第一項に規定する確定判決による登録を申請するとき　執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）

ロ　令第五十一条第一項に規定する仮登録を命ずる処分があり、令第五十条第一項の規定による仮登録を申請するとき　当該仮登録を命ずる処分の決定書の正本

七　登録原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、認可し、同意し、又は承諾したことを証する書面

八　前各号に掲げるもののほか、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請するときは、同表の添付書面欄に掲げる書面

2　前項第一号の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

3　次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。

一　令第三十一条の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合

二　令第五十四条第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録に後れる登録の抹消を申請する場合

（添付書面の省略等）

第二十一条　同時に二以上の申請をする場合において、各申請に共通する添付書面があるときは、当該添付書面は、一の申請の申請書と併せて提出することで足りる。

２　前項の場合においては、当該添付書面を当該一の申請の申請書と併せて提出した旨を他の申請の申請書の内容としなければならない。

（申請の却下）

第二十二条　経済産業大臣は、申請を却下するときは、決定書を作成して、これを申請人ごとに交付するものとする。ただし、代理人によって申請がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りる。

２　前項の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。

３　経済産業大臣は、申請を却下したときは、添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な登録の申請のために用いられた疑いがある書面については、この限りでない。

（申請の取下げ）

第二十三条　申請の取下げは、申請を取り下げる旨を記載した書面を経済産業大臣に提出する方法によってしなければならない。

２　申請の取下げは、登録完了後は、することができない。

３　経済産業大臣は、申請の取下げがされたときは、申請書及びその添付書面を還付するものとする。

前条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第二節　登録申請の手続

第一款　申請

（枚数の記載）

第二十四条　申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

２　別表第二の十三の項添付書面欄ハに掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条　第二十条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十七条第二項、第七十七条第四項第一号、第八十三条第四項、第八十六条第三項第一号及び第八十七条第四項第一号において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

２　前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

（代理人の権限を証する書面への記名等）

第二十六条　委任による代理人によって登録を申請する場合には、申請人又はその代表者は、当該代理人の権限を証する書面に記名しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。

２　前項の場合において、代理人（復代理人を含む。）の権限を証する書面には、同項の規定により記名した者（委任による代理人を除く。）の本人確認書類を添付しなければならない。

３　前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

（承諾を証する書面への記名押印等）

第二十七条　第二十条第一項第七号又は第八号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名押印しなければならない。

２　前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長又は登記官が作成するものに限る。）を添付しなければならない。

（申請書等の送付方法）

第二十八条　登録の申請をしようとする者が申請書及びその添付書面を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

２　前項の場合には、申請書及びその添付書面を入れた封筒の表面に試掘権登録申請書が在中する旨を明記するものとする。

（受領証の交付の請求）

第二十九条　申請人は、申請に係る登録が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができる。

２　前項の規定により受領証の交付を請求する申請人は、申請書の内容と同一の内容を記載した書面を提出しなければならない。ただし、当該書面の申請人の記載については、申請人が二人以上あるときは、申請書の筆頭に記載した者の氏名又は名称及びその他の申請人の人数を記載すれば足りる。

（添付書面の原本の還付請求）

第三十条　申請人は、申請書の添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第二十条第一項第一号又は第二十六条第二項の本人確認書類、第二十七条第二項の印鑑に関する証明書及び当該申請書に係る申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

２　前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

３　経済産業大臣は、第一項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

４　前項後段の規定により原本還付の旨を記載した第二項の謄本は、登録完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

５　第三項前段の規定にかかわらず、経済産業大臣は、偽造された書面その他の不正な登録の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

６　第三項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

７　前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとする。

８　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって経済産業大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

９　前項の指定は、告示してしなければならない。

第二款　受付等

（申請の受付）

第三十一条　経済産業大臣は、申請書が提出されたときは、受付帳に登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号、許可試掘区域並びに試掘の概要を記録しなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の規定により受付をする際、申請書に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

３　前二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一　令第二十九条第一項の規定により登録の更正をしようとする場合

二　令第三十三条の規定により登録の抹消をしようとする場合

（調査）

第三十二条　経済産業大臣は、申請書が提出されたときは、遅滞なく、申請に関する全ての事項を調査しなければならない。

（登録の順序）

第三十三条　経済産業大臣は、令第十五条に規定する場合以外の場合においても、受付番号の順序に従って登録するものとする。

（経済産業大臣による本人確認）

第三十四条　経済産業大臣は、令第十九条の規定により申請人の申請の権限の有無を調査したときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

（補正）

第三十五条　経済産業大臣は、申請の補正をすることができる期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。

２　申請の補正は、経済産業大臣に提出した書面を補正し、又は補正に係る書面を経済産業大臣に提出する方法によってしなければならない。

第三款　登録済証

第三十六条　令第十六条第一項又は第二項の登録済証の交付は、様式第一により行うものとする。

第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録

第三十七条　令第十七条に規定する経済産業省令で定める登録は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登録を除く。

一　信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による試掘権の変更の登録

二　仮登録の登録名義人が単独で申請する仮登録の抹消

第五款　登録済証の提出がない場合の手続

（事前通知）

第三十八条　令第十八条第一項の通知は、書面を送付してするものとする。

２　令第十八条第一項の申出は、令第十七条の登録義務者が、前項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、経済産業大臣に提出する方法によりしなければならない。

３　前項の書面には、同項の規定により記名した者の本人確認書類を添付しなければならない。

４　令第十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、通知を発送した日から二週間とする。ただし、令第十七条の登録義務者が外国に住所を有する場合には、四週間とする。

（前の住所地への通知）

第三十九条　令第十八条第二項の通知は、転送を要しない郵便物として書面を送付する方法又はこれに準ずる方法により送付するものとする。

２　令第十八条第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　令第十八条第二項の登録義務者の住所についての変更の登録（更正の登録を含む。以下この項において同じ。）の登録原因が、行政区画若しくはその名称又は字若しくはその名称についての変更又は錯誤若しくは遺漏である場合

二　令第十八条第二項の登録の申請の日が、同項の登録義務者の住所についてされた最後の変更の登録の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

三　令第十八条第二項の登録義務者が法人である場合

第六款　許可試掘区域図

（許可試掘区域図の内容）

第四十条　許可試掘区域図は、許可試掘区域を明確にするものでなければならない。

（準用規定）

第四十一条　第四十六条の規定は、許可試掘区域図について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登録」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「許可試掘区域図」と読み替えるものとする。

第七款　登録すべきものでないとき

第四十二条　令第二十条第十一号の経済産業省令で定める登録すべきものでないときは、次のとおりとする。

一　申請が試掘権以外のものについての登録を目的とするとき。

二　申請に係る登録をすることによって登録名義人となる者（第十七条第十四号に規定する登録権利者を除く。）が権利能力を有しないとき。

三　申請に係る登録の目的である権利が他の権利の全部又は一部を目的とする場合において、当該他の権利の全部又は一部が登録されていないとき。

四　同一の試掘権に関し同時に二以上の申請がされた場合（令第十四条第二項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）において、申請に係る登録の目的である権利が相互に矛盾するとき。

五　申請に係る登録の目的である権利が同一の試掘権について既にされた登録の目的である権利と矛盾するとき。

六　前各号に掲げるもののほか、申請に係る登録が民法その他の法令の規定により無効とされることが申請書若しくは添付書面又は登録記録から明らかであるとき。

第三節　表題部の登録事項

（表題部の登録）

第四十三条　経済産業大臣は、表題部の登録をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、表題部の登録事項のうち、当該登録の登録原因及びその日付並びに登録の年月日のほか、新たに登録すべきものを記録しなければならない。

（試掘権番号）

第四十四条　経済産業大臣は、令第二十二条第一項第六号の試掘権を識別するために必要な事項として、一の試掘権ごとに番号、記号その他の符号を記録することができる。

（表題部の変更の登録又は更正の登録）

第四十五条　経済産業大臣は、表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録をするときは、変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（行政区画の変更等）

第四十六条　行政区画又はその名称の変更があった場合には、登録記録に記録した行政区画又はその名称について変更の登録があったものとみなす。字又はその名称に変更があったときも、同様とする。

２　経済産業大臣は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称を変更しなければならない。

（試掘権の登録の抹消等）

第四十七条　経済産業大臣は、令第三十八条の規定による試掘権の登録の抹消をするときは、当該試掘権の登録記録の表題部の登録事項を抹消する記号を記録し、当該登録記録を閉鎖しなければならない。

第四節　権利部の登録事項

第一款　通則

（権利部の登録）

第四十八条　経済産業大臣は、権利部に登録をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、権利部の登録事項のうち、登録の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付のほか、新たに登録すべきものを記録しなければならない。

（順位番号等）

第四十九条　経済産業大臣は、権利部に登録をするときは、登録事項を記録した順序を示す番号を記録しなければならない。

２　経済産業大臣は、同順位である二以上の登録をするときは、順位番号に当該登録を識別するための符号を付さなければならない。

３　令第二十二条第二項第七号の権利の順位を明らかにするために必要な事項として経済産業省令で定めるものは、順位事項とする。

（付記登録の順位番号）

第五十条　付記登録の順位番号を記録するときは、主登録（令第四条第二項に規定する主登録をいう。）の順位番号に付記何号を付加する方法により記録するものとする。

（試掘権の消滅に関する定めの登録）

第五十一条　経済産業大臣は、登録の目的である試掘権の消滅に関する定めの登録をした場合において、当該定めにより試掘権が消滅したことによる登録の抹消その他の登録をするときは、当該試掘権の消滅に関する定めの登録の抹消をしなければならない。

（権利部の変更の登録又は更正の登録）

第五十二条　経済産業大臣は、権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録をするときは、変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（登録の更正）

第五十三条　経済産業大臣は、令第二十九条第一項の規定により登録の更正をするときは、登録の年月日を記録しなければならない。

（登録の抹消）

第五十四条　経済産業大臣は、試掘権の登録の抹消をするときは、抹消の登録をするとともに、抹消すべき登録を抹消する記号を記録しなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の場合において、抹消に係る試掘権を目的とする第三者の権利に関する登録があるときは、当該第三者の権利に関する登録の抹消をしなければならない。この場合には、当該試掘権の登録の抹消をしたことにより当該第三者の権利に関する登録の抹消をする旨及び登録の年月日を記録しなければならない。

（買戻しの特約の登録の抹消）

第五十五条　経済産業大臣は、買戻しによる権利の取得の登録をしたときは、買戻しの特約の登録の抹消をしなければならない。

（令第三十二条第二項の相当の調査）

第五十六条　令第三十二条第二項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。

一　令第三十二条第二項に規定する登録の抹消の登録義務者（以下この条において単に「登録義務者」という。）が自然人である場合にあっては、次のイ及びロに掲げる措置

イ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)から(5)までに掲げる措置

(1)　登録義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票簿（以下この条において「住民基本台帳等」という。）を備えると思料される市町村の長に対する登録義務者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し（以下この条において「住民票の写し等」という。）の交付の請求

(2)　(1)の措置により登録義務者の死亡が判明した場合には、登録義務者が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する登録義務者の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求

(3)　(2)の措置により登録義務者の相続人が判明した場合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する当該相続人の戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求

(4)　(3)の措置により登録義務者の相続人の死亡が判明した場合には、当該相続人についてとる(2)及び(3)に掲げる措置

(5)　(1)から(4)までの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（(1)の措置により交付の請求をしたものを除く。）の交付の請求

ロ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1)　登録義務者の試掘権登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者の死亡及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）

(2)　イの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

二　登録義務者が法人である場合にあっては、次のイからニまでに掲げる措置

イ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1)　登録義務者の法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対する登録義務者の登記事項証明書の交付の請求

(2)　(1)の措置により登録義務者が合併により解散していることが判明した場合には、登録義務者の合併後存続し、又は合併により設立された法人についてとる(1)に掲げる措置

ロ　イの措置により法人の登記簿に共同して登録の抹消の申請をすべき者の代表者（共同して登録の抹消の申請をすべき者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、その清算人又は破産管財人。以下この号において同じ。）として登記されている者が判明した場合には、当該代表者の調査として当該代表者が記録されている住民基本台帳等を備えると思料される市町村の長に対する当該代表者の住民票の写し等の交付の請求

ハ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1)　登録義務者の試掘権登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者が合併により解散していること及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）

(2)　イの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

ニ　イ及びロの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者の代表者が判明した場合には、当該代表者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1)　共同して登録の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

(2)　イ及びロの措置により当該代表者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

（職権による登録の抹消）

第五十七条　経済産業大臣は、令第三十三条第四項の規定により登録の抹消をするときは、登録記録にその事由を記録しなければならない。

（職権による登録の抹消の場合の公告の方法）

第五十八条　令第三十三条第二項の公告は、経済産業省の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により二週間行うものとする。

（抹消された登録の回復）

第五十九条　経済産業大臣は、抹消された登録の回復をするときは、回復の登録をした後、抹消に係る登録と同一の登録をしなければならない。

第二款　信託に関する登録

（信託に関する登録）

第六十条　経済産業大臣は、令第四十条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく試掘権の設定、移転又は変更の登録及び信託の登録をするときは、権利部に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

２　経済産業大臣は、令第四十六条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく試掘権の移転の登録若しくは変更の登録又は試掘権の抹消の登録及び信託の抹消の登録をするときは、権利部に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

３　経済産業大臣は、前二項の規定にかかわらず、令第四十七条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく試掘権の変更の登録及び信託の登録又は信託の抹消の登録をするときは、権利部に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

（信託目録）

第六十一条　経済産業大臣は、信託の登録をするときは、令第三十九条第一項各号に掲げる登録事項を記録した信託目録を作成し、当該目録に目録番号を付した上、当該信託の登録の末尾に信託目録の目録番号を記録しなければならない。

２　経済産業大臣は、信託の変更の登録をするときは、信託目録の記録を変更しなければならない。

第三款　仮登録

（令第四十八条第一号の仮登録の要件）

第六十二条　令第四十八条第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、登録済証又は第三者の許可、認可、同意若しくは承諾を証する書面とする。

（仮登録及び本登録の方法）

第六十三条　経済産業大臣は、権利部に仮登録をしたときは、その次に当該仮登録の順位番号と同一の順位番号により本登録（令第四十九条に規定する本登録をいう。以下同じ。）をすることができる余白を設けなければならない。

２　経済産業大臣は、仮登録に基づいて本登録をするときは、当該仮登録の順位番号と同一の順位番号を用いてしなければならない。

（試掘権に関する仮登録に基づく本登録）

第六十四条　経済産業大臣は、令第五十二条第二項の規定により同条第一項の第三者の権利に関する登録の抹消をするときは、権利部に、本登録により第三者の権利を抹消する旨、登録の年月日及び当該権利に関する登録を抹消する記号を記録しなければならない。

第五節　雑則

（申請人以外の者に対する通知）

第六十五条　経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

一　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わってする申請に基づく登録を完了した場合　当該他人

二　令第三十一条の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登録の抹消を完了した場合　当該登録の登録名義人であった者

２　前項の規定による通知は、同項の規定により通知を受けるべき者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

（処分の制限の登録における通知）

第六十六条　経済産業大臣は、設定の登録がされていない試掘権について嘱託による試掘権の処分の制限の登録をしたときは、当該試掘権に係る試掘者（法第十三条第二項に規定する試掘者をいう。別表第二において同じ。）に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

２　前項の通知は、当該登録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

二　登録の目的

三　登録原因及びその日付

四　登録名義人の氏名又は名称及び住所

（職権による登録の抹消における通知）

第六十七条　令第三十三条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

一　抹消する登録に係る次に掲げる事項

イ　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

ロ　登録の目的

ハ　申請の受付の年月日及び受付番号

ニ　登録原因及びその日付

ホ　申請人の氏名又は名称及び住所

二　抹消する理由

２　前項の通知は、抹消する登録が民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わってする申請に基づくものであるときは、代位者に対してもしなければならない。

（各種の通知の方法）

第六十八条　令第二十九条各項並びに第三十三条第一項及び第三項の規定並びに第六十五条から前条までの規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

（登録の嘱託）

第六十九条　この省令（第一条第二号を除く。）に規定する登録の申請に関する令の規定には当該規定を令第十二条第二項において準用する場合を含むものとし、この省令中「申請」、「申請人」及び「申請書」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託書を含むものとする。

第四章　登録事項の証明等

第一節　登録事項の証明等に関する請求

（登録事項証明書の交付の請求書等）

第七十条　令第五十五条第二項の経済産業省令で定める図面は、許可試掘区域図とする。

２　登録事項証明書又は許可試掘区域図の全部又は一部の写しの交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする書面（以下この章において「請求書」という。）を提出しなければならない。試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一　請求人の氏名又は名称

二　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

三　交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数

四　登録事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第七十二条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登録事項証明書の区分

五　登録事項証明書の交付の請求をする場合において、信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨

六　許可試掘区域図の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

七　送付の方法により登録事項証明書又は許可試掘区域図の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

３　令第五十五条第四項又は第五項の規定により許可試掘区域図以外の試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

一　請求人の住所

二　請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　令第五十五条第四項の規定により許可試掘区域図以外の試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五　令第五十五条第五項の規定により許可試掘区域図以外の試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る試掘権登録簿の附属書類である旨

4　前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、経済産業大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを経済産業大臣に提出しなければならない。

5　第三項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、経済産業大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを経済産業大臣に提出しなければならない。

6　第三項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。

7　第三項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。

（登録事項証明書等の交付の請求の方法等）

第七十一条　前条第二項の交付の請求又は同項若しくは同条第三項の閲覧の請求は、請求書を経済産業大臣に提出する方法によりしなければならない。

第二節　登録事項の証明等の方法

（登録事項証明書の種類等）

第七十二条　登録事項証明書の記載事項は、次の各号の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　全部事項証明書　登録記録（閉鎖登録記録を除く。以下この項において同じ。）に記録されている事項の全部

二　現在事項証明書　登録記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの

2　前項第一号の規定は、閉鎖登録記録に係る登録事項証明書の記載事項について準用する。

（登録事項証明書等の作成及び交付）

第七十三条　登録事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登録記録に記録した事項の一部についての登録事項証明書については適宜の様式によるものとする。

一　試掘権の登録記録　様式第二

二　信託目録　様式第三

2　登録記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登録事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。

3　登録事項証明書又は許可試掘区域図の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。

（閲覧の方法）

第七十四条　令第五十五条第三項又は第四項の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

第三節　登録事項証明書における代替措置

第一款　通則

（公示用住所管理ファイル）

第七十五条　経済産業大臣は、第八十四条各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2　公示用住所管理ファイルは、令第五十五条第八項の申出（以下この節において「代替措置申出」という。）の申出人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

（代替措置の要件）

第七十六条　令第五十五条第八項の経済産業省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であって更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であって更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。

四　前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であって更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

（代替措置等申出）

第七十七条　代替措置申出又は第八十八条第一項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一　申出人の氏名及び住所

二　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　申出の目的

四　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

2　代替措置等申出においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を代替措置等申出書に記載するものとする。

一　申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二　この節の規定により代替措置等申出書に添付しなければならない書面（以下この節において「代替措置等申出添付書面」という。）の表示

三　申出の年月日

3　代替措置等申出書は、申出の目的に応じ、申出人ごとに作成して提出しなければならない。

4　代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　申出人が代替措置等申出書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長が作成するものに限る。）その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面

二　申出人の氏名又は住所が令第五十五条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　代理人によって代替措置等申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

5　前項第一号の規定は、申出人が同号の書面（同号の印鑑に関する証明書を除く。）を経済産業大臣に提示した場合には、適用しない。この場合において、経済産業大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを経済産業大臣に提出しなければならない。

6　第二十一条の規定は、代替措置等申出をする場合について準用する。

7　第二十八条の規定は、申出人が代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を送付する場合について準用する。

（調査）

第七十八条　経済産業大臣は、代替措置等申出があったときは、遅滞なく、申出に関する全ての事項を調査しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。

3　経済産業大臣は、前項の規定による調査をしたときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。

（代替措置等申出の却下）

第七十九条　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正することができるものである場合において、経済産業大臣が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一　申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに既に記録されているとき。

二　申出の権限を有しない者の申出によるとき。

三　代替措置等申出書の記載事項又はその提出の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。

四　代替措置等申出書に記載された事項が登録記録と合致しないとき。

五　代替措置等申出書の記載事項の内容が代替措置等申出添付書面の内容と合致しないとき。

六　代替措置等申出添付書面が提供されないとき。

七　代替措置申出がされた場合において、令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実が認められないとき。

２　経済産業大臣は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該代替措置等申出を却下することができない。

３　第二十二条の規定は、代替措置等申出を却下する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「申請人ごとに」とあるのは「申出人に」と読み替えるものとする。

（代替措置等申出の取下げ）

第八十条　代替措置等申出の取下げは、代替措置等申出を取り下げる旨を記載した書面を経済産業大臣に提出する方法によってしなければならない。

２　代替措置等申出の取下げは、公示用住所管理ファイルへの記録完了後は、することができない。

３　経済産業大臣は、代替措置等申出の取下げがされたときは、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を還付するものとする。第二十二条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

（代替措置等申出添付書面の原本の還付請求）

第八十一条　代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第七十七条第四項第一号の書面、第八十三条第四項（第八十八条第四項において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

２　前項本文の規定により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

３　経済産業大臣は、第一項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載しなければならない。

４　前項後段の規定により原本還付の旨を記載した第二項の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。

５　第三項前段の規定にかかわらず、経済産業大臣は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

６　第三項の規定による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

７　前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとする。

８　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって経済産業大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

９　前項の指定は、告示してしなければならない。

第二款　代替措置

（代替措置における公示用住所）

第八十二条　令第五十五条第八項の経済産業省令で定める事項は、当該登録記録に記録されている者と連絡をとることのできる者（以下この節において「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この節において「公示用住所」という。）とする。

（代替措置申出）

第八十三条　代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一　令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実の概要

二　第八十五条に規定する代替措置を講ずべき住所（以下この節において「措置対象住所」という。）

三　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

四　公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

２　代替措置申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一　令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

二　前項第四号に掲げる事項を証する書面

三　公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が経済産業大臣であるときを除く。）

四　経済産業大臣を公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて経済産業大臣に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として経済産業大臣が定めるものを記載した書面

３　前項第三号の書面には、当該公示用住所提供者が記名押印しなければならない。ただし、当該公示用住所提供者が署名した同号の書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、当該書面に記名押印することを要しない。

４　第二項第三号の書面には、前項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長若しくは登記官が作成するもの又はこれに準ずるものに限る。）を添付しなければならない。ただし、公示用住所提供者が記名押印した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、この限りでない。

（公示用住所管理ファイルへの記録）

第八十四条　経済産業大臣は、代替措置申出があったときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。

一　氏名及び住所

二　試掘権番号

三　措置対象住所

四　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

五　公示用住所

（代替措置）

第八十五条　経済産業大臣は、公示用住所管理ファイルに記録された措置対象住所に係る登録記録について登録事項証明書を作成するときは、当該措置対象住所に代わるものとして公示用住所管理ファイルに記録された公示用住所を記載する措置（次条において「代替措置」という。）を講じなければならない。

（代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付の請求）

第八十六条　代替措置申出をした申出人又はその相続人は、当該代替措置申出に係る措置対象住所について代替措置が講じられていない登録事項証明書の交付を請求することができる。

2　前項の交付の請求をするときは、次に掲げる事項をも請求書の内容としなければならない。

一　請求人の住所

二　請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、その旨及び当該申出人の氏名

三　代理人によって請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　措置対象住所について代替措置を講じないことを求める旨

五　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

3　第一項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならない。

一　請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合における請求人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長が作成するものであって、作成後三月以内のものに限る。）その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する書面

二　代替措置申出をした申出人が請求する場合において、請求人の氏名又は住所が令第五十五条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三　代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、令第五十五条第八項の登録記録に記録されている者の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）。ただし、当該相続人であることが登録記録から明らかであるときを除く。

四　代理人によって請求をするときは、当該代理人の権限を証する書面

4　第七十七条第五項の規定は、請求人が前項第一号の書面（同号の印鑑に関する証明書を除く。）を経済産業大臣に提示した場合について準用する。

5　第八十一条の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合において、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第八十六条第三項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登録事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出関係書類つづり込み帳」とあるのは「登録事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

6　経済産業大臣は、第一項の交付の請求があった場合には、登録事項証明書を作成するに当たり、当該措置対象住所に代替措置を講じないものとする。

（代替措置申出の撤回）

第八十七条　代替措置申出をした申出人は、経済産業大臣に対し、いつでも、代替措置申出を撤回することができる。

2　前項の規定による撤回は、次に掲げる事項を記載した撤回書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一　代替措置申出をした申出人の氏名及び住所

二　代理人によって撤回をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　代替措置申出を撤回する旨

四　代替措置申出に係る第七十七条第一項第四号に掲げる事項

五　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

3　第七十七条第二項及び第三項の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。

4　第二項の撤回書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　代替措置申出をした申出人が撤回書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長が作成するものであって、作成後三月以内のものに限る。）その他の代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が令第五十五条第八項の登録記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

二　代理人によって撤回をするときは、当該代理人の権限を証する書面

5　第七十七条第五項から第七項まで、第七十八条及び第八十一条の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。この場合において、第七十八条第二項中「申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は令第五十五条第八項に規定する場合に該当する事実の有無」とあるのは「代替措置申出をした申出人が撤回をしているかどうか」と、第八十一条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第八十七条第四項第二号及び第三号に掲げる書面」と読み替えるものとする。

6　経済産業大臣は、第一項の規定による撤回があった場合には、当該代替措置申出についての第八十四条各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。

第三款　公示用住所の変更

第八十八条　代替措置申出をした申出人は、経済産業大臣に対し、代替措置申出に係る公示用住所を変更するよう申し出ることができる。

2　前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一　措置対象住所に係る登録記録を特定するために必要な事項

二　変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

3　第一項の規定による申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一　前項第二号に掲げる事項を証する書面

二　変更後の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（変更後の公示用住所提供者が経済産業大臣であるときを除く。）

三　経済産業大臣を変更後の公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて経済産業大臣に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として経済産業大臣が定めるものを記載した書面

4　第八十三条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の書面について準用する。

5　経済産業大臣は、第一項の規定による申出があった場合には、公示用住所管理ファイルに変更後の公示用住所を記録しなければならない。

第四節　手数料

（手数料の納付方法）

第八十九条　令第五十五条第六項に規定する手数料を納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

（送付に要する費用の納付方法）

第九十条　第七十条第二項の交付の請求をする場合において、第七十三条第三項の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。

2　前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって経済産業大臣が指定するものを請求書と併せて提出する方法により納付しなければならない。

3　前項の指定は、告示してしなければならない。

附　則

この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

別表第一（第四条関係）

第一欄	第二欄
試掘権番号欄	試掘権番号
許可試掘区域欄	許可試掘区域

別表第二（第十七条、第二十条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
表題部についての登録に共通する事項			
一	試掘の許可の更新による当該試掘の許可の有効期間が満了する日の変更の登録	変更後の試掘の許可の有効期間が満了する日	試掘の許可の更新を受けたことを証する書面
二	許可試掘区域の変更の登録	変更後の許可試掘区域	イ　許可試掘区域の増減の許可を受けたことを証する書面 ロ　変更後の許可試掘区域図
三	表題部の登録事項についての更正の登録	更正後の表題部の登録事項	イ　錯誤又は遺漏があったことを証する書面 ロ　許可試掘区域についての更正の登録を申請するときは、更正後の許可試掘区域図
権利部についての登録に共通する事項			
四	令第二十六条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登録		相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）及びその他の登録原因を証する書面
五	登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

六	権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録	変更後又は更正後の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
七	登録の抹消（二十の項の登録を除く。）		イ　令第三十二条第三項の規定により登録権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項に規定する除権決定があったことを証する書面 ロ　イに規定する申請以外の場合にあっては、登録原因を証する書面 ハ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
八	抹消された登録の回復	回復する登録の登録事項	イ　登録原因を証する書面 ロ　登録上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面
九	買戻しの特約の登録	買主が支払った代金（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定め	登録原因を証する書面
十	試掘権の設定の登録	申請人が令第三十五条各号に掲げる者のいずれであるか。	イ　令第三十五条第一号に掲げる者が申請するときは、試掘の許可を受けたことを証する書面

試掘権に関する登録

		十一	試掘権の移転の登録	
		十二	設定の登録がされていない試掘権についてする処分の制限の登録	
	信託に関する登録	十三	信託の登録	

ロ　その他の地一般承継により試掘者の一般承継人の合併後存続する法人の合併前の試掘者が申請するときは、法人の合併をしたことを証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	ロ　その他の地一般承継により試掘者の一般承継人の合併後存続する法人の合併前の試掘者が申請するときは、法人の合併をしたことを証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	ロ　その他の地一般承継により試掘者の一般承継人の合併後存続する法人の合併前の試掘者が申請するときは、法人の合併をしたことを証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）		
ハ　令第三十五条第二号に掲げる者が申請するときは、試掘権を有することを確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）によって確認されたことを証する書面	ハ　令第三十五条第二号に掲げる者が申請するときは、試掘権を有することを確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）によって確認されたことを証する書面			
ニ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員作成の書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）又はこれに準ずるもの	ニ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員作成の書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）又はこれに準ずるもの			
ホ　許可試掘区域図	ホ　許可試掘区域図			

イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託であつて、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書（公証人の作成した公正証書に限る。）又はこれに準ずるもの（これらについては、その謄本）又は同項第二号の通知をした書面及び同号の通知をしたことを証する書面	イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託であつて、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書（公証人の作成した公正証書に限る。）又はこれに準ずるもの（これらについては、その謄本）又は同項第二号の通知をした書面及び同号の通知をしたことを証する書面			
ロ　登録原因を証する書面	ロ　登録原因を証する書面			
イ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員作成の書面（これに準ずるものを含む。）	イ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員作成の書面（これに準ずるものを含む。）			
ロ　登録原因を証する書面	ロ　登録原因を証する書面			
イ　登録原因を証する書面	イ　登録原因を証する書面			

ロ　イに規定する信託に係る信託以外の信託の登録	ロ　イに規定する信託に係る信託以外の信託の登録			
ハ　登録原因を証する書面	ハ　登録原因を証する書面			
信託目録に記録すべき事項	信託目録に記録すべき事項			

	十四	十五		
	信託財産に属する試掘権の受託者の変更について第一項の規定により新たに選任された受託者が単独で申請するもの（令第四十二条第一項の規定により受託者を証する書面（これに準ずるものを含む。）に限る。）	信託財産に属する試掘権について第一項及び十七の項の変更の登録（次項及び第十七の項の登録を除く。）		
ロ　令第四十二条第一項に規定する任意に受託者となつたこと及び受託者が選任されたことを証する書面（これに準ずるものを含む。）	イ　令第三十九条第一項第二号の定めのある信託財産に属する試掘権の変更の登録を申請する場合において、申請人が同号の信託財産の定めに係る条件又は方法についてされた定めにより指定され、又は変更された受益者であることを証する書面			
ハ　事項	ロ　信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する試掘権の変更の登録を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる書面			
	(1)　当該受益権が発行されていない受益証券　当該受益者が受益者であることを証する書面			
	(2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第百五十一条第二項に規定する振替受益権について同法第百二十七条の二十第一項の規定により交付を受けた同法第百二十七条の二十第一項の規定により交付を受けた書面			
	(3)　当該受益者が信託法第百八十七条第一項の法第百八十五条第二項の受益者の定めのある信託の受益者であるときは、同法第百八十七条第一項の法第百八十五条第二項の受益者の定めのある信託の受益者であることを証する書面			

十六		
信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による試掘権の変更の登録		
十七		
信託財産に属する試掘権についてする一部の受託者の任務の終了による変更の登録		
信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書（公正証書等（公正証書又は同項第二号の書面をいう。）及び同号の通知をいう。）をした旨を証する書面	信託法第四条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する書面	ハ　信託の併合又は分割による権利の変更の登録を申請するときは、次に掲げる書面 (1)　信託の併合又は分割をした旨を証する書面 (2)　外国法人の(1)に規定する場合に該当することを証する書面

				仮登録	
録（令第四十二条第二項の規定により他の受託者が単独で申請するものに限る。）					
証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わる書面）又はこれに準ずるものを含む。）					
民事保全法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する書面	仮処分に関する登録	二十	十九	十八	
民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分の禁止の登録（令第五十四条の規定により抹消に後れる登録に限る。）の単独で申請するもの		仮登録の抹消（令第五十三条後段の規定により仮登録上の利害関係人が単独で申請するものに限る。）	試掘権に関する仮登録に基づく本登録	仮登録の登録義務者の承諾がある場合における令第五十条第一項の規定による仮登録	
		イ　登録原因を証する書面 ロ　仮登録の登録名義人の承諾を証する当該登録名義人が作成した書面又は当該登録名義人に対抗することができる裁判があったことを証する書面 ハ　登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾を証する当該第三者が作成した書面又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する書面	登録原因を証する書面 仮登録の登録義務者の承諾を証する当該登録義務者が作成した書面	イ　登録原因を証する書面 ロ　仮登録の登録義務者の承諾を証する当該登録義務者が作成した書面	

様式第１（第36条関係）

試掘権登録済証

年　　月　　日

表題部（試掘権の表示）	
試掘権番号	
原因及びその日付	
許可試掘区域	
試掘の概要	
試掘の許可の 有効期間が満了する日	
登録年月日	

権利部			
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

様式第２（第73条関係）

試掘権登録事項証明書

年　　月　　日

表題部（試掘権の表示）	
試掘権番号	
原因及びその日付	
許可試掘区域	
試掘の概要	
試掘の許可の 有効期間が満了する日	
登録年月日	

権利部			
順位番号	登録の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

様式第３（第73条関係）

信託目録		調製	予備
番号	受付年月日・受付番号		
一　委託者に関する事項			
二　受託者に関する事項			
三　受益者に関する事項			
四　信託条件			

○経済産業省令第七十六号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令（令和六年経済産業省令第四十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月七日

経済産業大臣　武藤　容治

二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　試掘
　第一節　試掘の許可
　　第一款　特定区域の指定及び特定区域における試掘の許可（第二条―第八条）
　　第二款　特定区域以外の区域における試掘の許可（第九条）
　　第三款　許可試掘区域の増減等（第十条―第十三条）
　第二節　試掘権
　　第一款　公衆の縦覧に供する期間（第十四条）
　　第二款　試掘権の放棄の届出（第十五条）
　第三節　試掘の実施等（第十六条―第二十二条）
　第四節　保安
　　第一款　試掘者の義務等（第二十三条・第二十四条）
　　第二款　自主的な保安（第二十五条―第三十一条）
　　第三款　工事計画及び検査（第三十二条―第四十二条）
第三章　貯留層の探査（第四十三条―第五十四条）
第四章　土地の使用（第五十五条―第六十二条）
第五章　雑則（第六十三条―第六十五条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）及び貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和六年経済産業省令第七十四号）において使用する用語の例による。

第二章　試掘

第一節　試掘の許可

第一款　特定区域の指定及び特定区域における試掘の許可

（実施要項に記載する事項）

第二条　法第三条第五項第六号の経済産業省令で定める事項は、同項第一号から第五号までに掲げるもののほか、特定事業者（同条第一項に規定する特定事業者をいう。）の募集に必要な事項とする。

（緊急を要する特別の事情）

第三条　法第三条第六項ただし書の経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情は、次に掲げるものとする。

一　エネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度の低減その他公共の利益の増進を図るために、緊急に試掘を行う必要があると認められる事情

二　その他前号に掲げる事情に準ずると認められる事情

（試掘の許可の申請）

第四条　法第四条第二項の申請をしようとする者は、様式第一による申請書を法第三条第五項第四号の募集の期間内に経済産業大臣に提出しなければならない。

（試掘の許可に係る申請書の添付書類の様式等）

第五条　法第四条第三項各号に掲げる添付書類は、それぞれ次の各号に定めるところにより作成しなければならない。

一　様式第二による法第四条第三項第一号の事業計画書は、次に掲げる事項を記載するものとし、その内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付するものとする。

イ　試掘に関する計画

ロ　試掘の方法に関する事項

ハ　試掘に要する期間

ニ　法第四条第二項の申請（第四号ホにおいて単に「申請」という。）に係る試掘区域及びその周辺の地質構造の評価

ホ　許可貯留区域等（法第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。第四十五条第二項第三号において同じ。）における貯留事業等（法第三条第一項に規定する貯留事業等をいう。第四十五条第二項第三号において同じ。）及び法第十二条第一項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績

ヘ　試掘を行うための資金計画

ト　試掘を行うための体制

チ　その他試掘に関する必要な事項

二　法第四条第三項第二号の図面は、平面図その他必要な図面とする。

三　法第四条第三項第三号の事業の用に供する者又は同項第四号の行政機関の長の意見がないときは、その事実を明らかにするものとする。

四　法第四条第三項第五号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

イ　試掘に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認するために必要となる書類

ロ　直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ハ　主たる技術者の履歴書

ニ　申請者が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ホ　申請に係る試掘区域及びその周辺の地質構造を明らかにする断面図

ヘ　法第百二十四条第一項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払能力を証する書面

ト　他の者との当該他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素の貯蔵に係る調整の状況の概要を示す書面

チ　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

（公告事項）

第六条　法第七条第四号（法第九条第五項、第十二条第五項及び第六項並びに第十四条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第七条各号に掲げる事項の縦覧の場所及び時間

二　法第八条の意見書の提出方法及び提出先

三　前二号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

（試掘の許可の更新の申請）

第七条　法第九条第二項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の更新の申請は、法第九条第一項の規定による許可の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間にしなければならない。

2　法第九条第三項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の申請をしようとする者は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　第五条（第四号ニを除く。）の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る試掘区域について準用する。

（特定区域の指定及び変更の提案）

第八条　法第十一条第一項の規定による特定区域の指定又は変更の提案をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第四による提案書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該提案に係る区域の所在地

三　当該提案に係る区域の面積

四　当該提案の理由

2　前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該提案に係る区域を表示する図面

二　当該提案に係る区域及びその周辺の地質構造の評価を説明する書類

三　その他参考となるべき事項を記載した書類

3　前項第一号の図面は、平面図その他必要な図面とする。

第二款　特定区域以外の区域における試掘の許可

第九条　法第十二条第二項の申請をしようとする者は、様式第五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　第五条の規定は、前項の申請書及び当該申請書に係る試掘区域について準用する。

第三款　許可試掘区域の増減等

（許可試掘区域の増減の許可の申請）

第十条　法第十四条第二項の申請をしようとする者は、様式第六による申請書に、許可試掘区域（法第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域をいう。以下同じ。）及び当該申請に係る増減後の試掘区域との関係を示す図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　第五条（第四号ニを除き、許可試掘区域の減少に係る申請にあっては、第三号を除く。）の規定は、前項の申請書並びに当該申請書に係る許可試掘区域の増減及び前項の申請に係る許可試掘区域について準用する。

（試掘の譲渡及び譲受けの認可等の申請）

第十一条　法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

二　譲り受けようとする試掘に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認するために必要となる書類

三　直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

四　主たる技術者の履歴書

五　譲り受けようとする試掘を行うための体制を記載した書面

六　譲受人が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

七　法第百二十四条第一項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払能力を証する書面

八　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

2　法第十七条第二項の認可を受けようとする者は、様式第八による合併認可申請書又は様式第九による分割認可申請書に、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　試掘に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認するために必要となる書類

三　合併後存続する法人又は分割により一の許可試掘区域における試掘の全部を承継する法人が現に試掘者（法第十三条第二項に規定する試掘者をいう。以下同じ。）でない場合にあっては、直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

四　合併又は分割により法人を設立する場合にあっては、当該法人の設立後三年間の各事業年度の資金計画書及び収支見積書
五　主たる技術者の履歴書
六　試掘を行うための体制を記載した書面
七　合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立される法人又は分割により一の許可試掘区域における試掘の全部を承継する法人が法第五条第一項第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
八　法第百二十四条第一項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払能力を証する書面
九　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

（試掘者の相続の届出等）

第十二条　法第十八条第二項の規定により相続の届出をしようとする者は、様式第十により、次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　戸籍謄本
二　相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により試掘を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
三　試掘に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認するために必要となる書類
四　相続人が法第五条第一項第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面
五　法第百二十四条第一項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払能力を証する書面
六　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

２　法第十八条第三項の経済産業省令で定める期間は、経済産業大臣からの通知が到達してから六月とする。

（試掘の許可の取消し等に伴う措置）

第十三条　法第二十三条第一項（法第六十四条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める措置は、法第二十三条第一項の坑口の閉塞並びに掘削用機械及び火薬類取扱所の撤去とする。

第二節　試掘権

第一款　公衆の縦覧に供する期間

第十四条　法第二十七条（法第二十九条第四項、第三十条第四項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公衆の縦覧に供する期間は、当該縦覧に係る試掘権が消滅する日までとする。

第二款　試掘権の放棄の届出

第十五条　法第三十五条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節　試掘の実施等

（試掘の事業に着手するために通常必要と認められる期間）

第十六条　法第五十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、試掘の許可（法第十三条第二項に規定する試掘の許可をいう。第二十九条第一号において同じ。）を受けた日、法第十七条第一項若しくは第二項の認可を受けた日又は法第十八条第三項の規定により同項各号に掲げる基準のいずれにも適合する旨の通知を受けた日から六月以内とする。

（試掘の事業に着手したときの届出等）

第十七条　法第五十八条第二項の規定により試掘の事業着手の届出をしようとする者は、様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第二項の規定により試掘の事業着手の延期の認可の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の規定により試掘の事業休止の認可の申請をしようとする者は、様式第十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

４　法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第六項の規定により休止した試掘の事業再開の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試掘実施計画の認可の申請）

第十八条　法第五十九条第一項の規定により試掘実施計画の認可の申請をしようとする者は、様式第十六による試掘実施計画に、その内容を説明する参考書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第五十九条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、試掘を行うための資金計画及び体制とする。

（試掘実施計画の変更の認可の申請等）

第十九条　法第六十条第一項の規定により試掘実施計画の変更の認可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　変更の内容の概要
三　変更の理由

２　前項の申請書には、当該変更後の試掘実施計画及び当該変更に係るものの内容を説明する参考書類を添付しなければならない。

３　法第六十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更
二　試掘者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更その他の試掘実施計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

（試掘実施計画の軽微な変更の届出）

第二十条　法第六十条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第十八による届出書に、変更後の試掘実施計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（認可試掘実施計画の実施状況の定期の報告）

第二十一条　法第六十四条第一項において準用する法第四十九条の規定により報告をしようとする者は、法第五十九条第一項の認可を受けた日から一年に一回以上、様式第十九による報告書に、試掘によって得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記憶媒体をいう。第五十四条において同じ。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試掘の廃止の届出）

第二十二条　法第六十四条第二項において準用する法第五十七条第一項の規定により試掘の廃止の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四節　保安

第一款　試掘者の義務等

（試掘者が講ずべき措置）

第二十三条　法第六十六条第二項の規定に基づき、同項第一号に掲げる事項について試掘者が講ずべき措置は、次のとおりとする。

一　土地の掘削を行うときは、ガスの噴出を防止するための措置を講ずること。
二　ガスの噴出が発生したとき又はその兆候を認めたときは、試掘に従事する者の退避、送電の停止その他のガスの噴出による被害を防止するための措置を講ずること。

三　地表の沈下その他の土地の掘削による被害を防止するための措置を講ずること。

四　試掘の実施後の坑井は、速やかに、坑口の閉塞その他のガスの噴出による被害その他の被害を防止するための措置を講ずること。ただし、試掘の実施後の坑井であって今後の活用が見込まれるものについては、坑口装置のバルブの閉止その他の措置を講ずれば足りるものとする。

2　法第六十六条第二項の規定に基づき、同項第二号に掲げる事項について試掘者が講ずべき措置は、次の各号に掲げる事項ごとに、当該各号に定める措置とする。

一　貯留等工作物の工事、維持及び運用　次のイからホまでに掲げる措置

イ　試掘の用に供する貯留等工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを試掘に従事する者に周知すること。

ロ　試掘の用に供する貯留等工作物並びに掘削箇所及び掘削跡を保安のため必要があるときに点検し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、被害の防止のため必要な事項について測定すること。

ハ　台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害により保安上危険の有無を検査する必要が生じたもの又はロの測定の結果に異常が認められたものについては、点検、検査又は測定について必要な措置を講ずること。

ニ　ロ及びハの点検、検査及び測定についての箇所、項目、方法及び頻度をあらかじめ定め、これを試掘に従事する者に周知すること。

ホ　ロ及びハの点検、検査及び測定の結果を記録し、必要に応じ、これを保存すること。

二　火薬類の取扱い　次のイからリまでに掲げる措置

イ　火薬類を受け渡すときは、あらかじめ安全な一定の場所を定め、当該場所において行うこと。

ロ　火薬類を存置するときは、火薬類取扱所を設け、当該箇所において行うこと。ただし、イの場所、使用場所及びその付近に安全な方法で一時存置する場合は、この限りでない。

ハ　火薬類取扱所に存置する火薬類は、二作業日の使用見込量以上としないこと。

ニ　火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

ホ　受け渡し、返還し、及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを一年間保存すること。

ヘ　火薬類を受け渡し、存置し、運搬し、又は使用するときは、暴発、紛失及び盗難を防止するための措置を講ずること。

ト　火薬類を使用するときは、への規定によるほか、異常爆発の防止並びに作業者及び周辺への被害を防止するための措置を講ずること。

チ　火薬類の使用後は、への規定によるほか、不発その他の危険の有無の検査の実施その他の火薬類による被害を防止するための措置を講ずること。

リ　不発の際は、安全な方法による火薬類の回収その他の火薬類による被害を防止するための措置を講ずること。

三　火気の取扱い　次のイからハまでに掲げる措置

イ　火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置を講ずること。

ロ　消火設備の設置その他の火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

ハ　火災を認めたときは、消火作業の実施、試掘に従事する者の退避その他の火災による被害を防止するための措置を講ずること。

（災害時の報告）

第二十四条　試掘者は、次の表の災害の欄に掲げる災害が発生したときは、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところにより、報告しなければならない。

災害	報告の方式	報告期限 速報	報告期限 詳報	報告先
一　貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工作物の操作により人が死亡した災害（次号に掲げるものを除く。）	災害速報（以下「速報」という。）及び災害詳報（以下「詳報」という。）	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び当該災害に係る貯留等工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この表において「所轄産業保安監督部長」という。）
二　工事中の貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の貯留等工作物の操作により人が死亡した災害				
三　貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工作物を操作することにより人が負傷した災害（前二号及び次号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
四　工事中の貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中の貯留等工作物を操作することにより人が負傷した災害（第二号に掲げるものを除く。）				
五　貯留等工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は貯留等工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）				
六　台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷若しくは破壊による災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
七　主要な貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊による災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
八　土地の掘削によるガスの噴出その他の災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）				
九　火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての災害				

2　前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

一　災害の発生の日時及び場所

二　災害の概要

三　災害の原因

四　応急措置

3　第一項の規定による詳報は、様式第二十一による報告書を提出して行わなければならない。

第二款　自主的な保安

（保安規程）

第二十五条　法第六十九条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。

一　試掘場（法第五十九条第一項第三号に規定する試掘場をいう。以下同じ。）における保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二　作業監督者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三　試掘に従事する者に対する保安教育に関すること。

四　第二十三条各項に規定する試掘者が講ずべき措置について、それを実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項に関すること。

五　現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容に関すること。

六　保安を確保するための措置の評価の方法に関することであって次に掲げるもの

イ　現況調査を実施する体制に関すること。

ロ　措置の実施状況を確認する体制及びその時期に関すること。

ハ　措置の内容を評価する体制及びその時期に関すること。

ニ　措置の実施状況の確認結果又は措置の内容の評価結果の記録に関する事項に関すること。

七　前号に規定する評価の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関すること。

八　災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。

九　試掘場における保安についての記録（第六号ニに規定するものを除く。）に関すること。

十　その他試掘場における保安に関し必要な事項に関すること。

（保安規程の届出）

第二十六条　法第六十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書に、保安規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第六十九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書に、保安規程及び変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（作業監督者の選任）

第二十七条　法第七十一条第一項の規定による作業監督者の選任は、次の表の上欄に定める作業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を有する者のうちから行うものとする。

作業の区分	作業監督者の要件
一　掘削用機械の操作その他の土地の掘削に関する作業	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であって、試掘場又は石油鉱山（鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第一条第二項第二号に規定する石油鉱山をいう。次号において同じ。）その他これらに類する事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して三年以上従事したもの
	二　前号に掲げる者のほか、試掘場又は石油鉱山その他これらに類する事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して五年以上従事した者
二　火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用に関する作業	一　一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
	二　一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者

２　試掘者は、前項の表の上欄の各号に定める作業（火薬類を存置（火薬類の受渡し場所又は使用場所において一時存置する場合を除く。）する作業を除く。）をする作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力を有すると産業保安監督部長が認めた者から選任することができる。

（作業監督者の選解任の届出）

第二十八条　法第七十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（現況調査の時期）

第二十九条　法第七十四条第一項の経済産業省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　試掘の許可の有効期間が満了しようとするとき。

二　試掘者が法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の認可を受けて試掘の事業を休止しようとするとき。

三　試掘者が法第五十八条第三項において準用する法第三十七条第五項の認可を受けて休止した試掘の事業を再開しようとするとき。

四　試掘者が法第六十条第一項の規定による試掘実施計画の変更をしようとするとき。

五　試掘者が法第六十四条第二項において準用する法第五十七条第一項の規定により試掘の廃止の届出をしようとするとき。

（現況調査の項目）

第三十条　法第七十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　掘削箇所及びその周辺の地質状況

二　試掘場周辺の状況

三　第二十三条各項に規定する試掘者が講ずべき措置に係る事項（貯留等工作物に係る調査にあっては、それらが故障、破損その他の事由により通常の使用ができない場合を含む。）

四　前三号に掲げるもののほか、試掘場における保安を害する事項

２　法第七十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六十八条第一項の規定による報告に係る災害の原因

二　前号の災害とその原因との関係

三　第一号の災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価

（現況調査の結果の記録）

第三十一条　法第七十四条第一項から第三項までの規定による調査の結果の記録は、十年間保存するものとする。

第三款　工事計画及び検査

（工事計画）

第三十二条　法第七十五条第一項の経済産業省令で定める貯留等工作物の設置又は変更の工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

２　法第七十五条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、別表第一の中欄に掲げる変更の工事を伴う変更以外の変更とする。

３　法第七十五条第八項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画書の記載事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（工事計画の届出）

第三十三条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十四による届出書に、次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、その届出が廃止の工事に係る場合は、第二号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一　工事計画書

二　貯留等工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

２　前項第一号の工事計画書には、届出に係る貯留等工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

３　法第七十五条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十五による届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第三十四条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣がその届出に係る貯留等工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、前条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

（使用前自主検査の対象）

第三十五条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする貯留等工作物であって、法第七十六条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（使用前自主検査の方法）

第三十六条　法第七十六条第一項の使用前自主検査は、貯留等工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号の基準のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（使用前自主検査の記録の作成及び保存）

第三十七条　法第七十六条第一項の規定により使用前自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　使用前自主検査年月日
二　使用前自主検査の対象
三　使用前自主検査の方法
四　使用前自主検査の結果
五　使用前自主検査を実施した者の氏名（使用前自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び使用前自主検査を実施した者の氏名）
六　使用前自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

２　使用前自主検査の結果の記録は、当該使用前自主検査の対象である貯留等工作物を廃止するまでの期間又は当該使用前自主検査を行った日から起算して五年を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存するものとする。

（定期自主検査の対象）

第三十八条　法第七十七条の経済産業省令で定める貯留等工作物は、掘削用機械及び火薬類取扱所とする。

（定期自主検査の方法）

第三十九条　法第七十七条の定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

（定期自主検査の実施時期）

第四十条　法第七十七条の定期自主検査は、貯留等工作物の種類等に応じ、二年以内ごとに一回行うものとする。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第四十一条　法第七十七条の規定により定期自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　定期自主検査年月日
二　定期自主検査の対象
三　定期自主検査の方法
四　定期自主検査の結果
五　定期自主検査を実施した者の氏名（定期自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び定期自主検査を実施した者の氏名）
六　定期自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

２　定期自主検査の結果の記録は、直近二回分を保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第四十二条　第三十七条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十六条第一項及び第七十七条に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三章　貯留層の探査

（法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法等）

第四十三条　法第百七条第一項に規定する地震探査法は、人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいうものとする。

２　法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電磁法（電磁波を地表又は水底近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）
二　集中的サンプリング探査法（地表又は水底の岩石を収集する機器を用いて、当該岩石を集中的に収集する方法をいう。）

（探査の許可の申請）

第四十四条　法第百七条第二項の申請をしようとする者は、様式第二十六による申請書に、様式第二十七により次に掲げる事項を明示した探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請の区域の所在地
二　申請の区域の面積
三　縮尺
四　申請の区域の形状を示す多角形の頂点となる地点（次号において「申請の区域の頂点」という。）及び右回りに付したその番号
五　平面直角座標系（平成十四年国土交通省告示第九号で定めるものをいう。）による申請の区域の頂点の座標値
六　申請の区域の境界線
七　申請の区域及びその付近の地形
八　その他回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項

２　前項の申請書には、申請者が法第百八条第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。

（探査の方法等）

第四十五条　法第百七条第二項の申請をしようとする者が、同項第四号に掲げる事項を申請書に記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細
二　探査の用に供する装置及び機器の詳細
三　その他探査の具体的な方法を説明するために必要な事項

２　法第百七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　探査の実施計画

二　寄港予定地及び寄港予定日

三　探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項

四　探査が他人の鉱区（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱区をいう。以下この号において同じ。）で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項

五　農業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項

六　探査の結果の取扱いに関する事項

（許可証）

第四十六条　法第百七条第三項の許可証は、様式第二十八によるものとする。

（許可証の再交付及び返納）

第四十七条　許可証の再交付及び返納は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第百七条第三項の規定により許可証の交付を受けた者が、その許可証を汚損し、又は失ったため、許可証の再交付を受けようとするときは、様式第二十九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、その申請の理由がその許可証の汚損であるときは、当該許可証を経済産業大臣に返納しなければならない。

二　法第百七条第一項の許可を受けた者（ハの場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（二の場合にあっては、発見した許可証）を経済産業大臣に返納しなければならない。

イ　探査の期間内に探査を終了したとき。

ロ　法第百十条の規定により法第百七条第一項の許可を取り消されたとき。

ハ　許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割（その許可を受けた者の地位がこれらにより承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。

ニ　前号に規定する許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（探査の方法に関する基準）

第四十八条　法第百八条第一号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　水管、下水道管、ガス管若しくは石油管（以下この号において「水管等」という。）が地下に設けられていると認められる場所又はその付近において探査を行う場合にあっては、当該探査によって水管等を損傷することがないよう適切な措置を講ずること。

二　探査を行おうとする区域における危険を防止するために必要な措置を講ずること。

三　当該探査を適確に遂行するために必要な体制が整備され、その体制の下で行われるものであること。

四　前三号に掲げるもののほか、当該探査を適確に遂行するために適切な実施計画を作成し、当該計画に基づいて行われるものであること。

（探査の変更の許可の申請）

第四十九条　法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　許可の年月日及び許可番号

三　変更の内容

四　変更の理由

２　第四十四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に当該変更後の同条第一項の図面を添えなければならない。

３　法第百九条第一項の変更の許可を受けようとする者は、当該申請に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、当該変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（許可を要しない探査の軽微な変更）

第五十条　法第百九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　探査の用に供する装置等の変更であって、当該装置等が同種類のものであり、かつ、データの取得範囲に大幅な変更がないもの

二　探査の期間の短縮

三　探査を行う区域の面積の減少又は十パーセント未満の増加

（探査の軽微な変更等の届出）

第五十一条　法第百九条第三項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　許可の年月日及び許可番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更の年月日

２　前条第三号に掲げる事項に変更があった場合には、前項の届出書に当該変更後の第四十四条第一項の図面を添えなければならない。

３　法第百九条第三項の規定により届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合には、当該届出の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第五十二条　法第百十二条第一項の承認を受けようとする者は、様式第三十二による合併承認申請書又は様式第三十三による分割承認申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　申請者が法第百八条第二号（八及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

２　法第百十二条第一項の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（探査の許可を受けた者の相続の承認の申請）

第五十三条　法第百十三条第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、様式第三十四による申請書に、次に掲げる書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　戸籍謄本

二　相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

三　申請者が法第百八条第二号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面

２　法第百十三条第一項の規定による相続の承認を受けようとする者は、その申請の際に、許可証を経済産業大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（探査の結果の報告）

第五十四条　法第百十五条に規定する報告は、様式第三十五に次に掲げる事項を記載した書面並びに探査によって得られた地質構造の調査の結果（解析結果を含む。）及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて行うこととする。

一　探査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項

二　その他探査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

第四章　土地の使用

（土地の立入りの許可の申請）

第五十五条　法第百十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土地の所在地及び地目

三　土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四　土地の立入りの予定期間及び目的

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第五十六条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）第三条の経済産業省令で定める様式は、様式第三十七によるものとする。

（土地の使用の許可の申請）

第五十七条　法第百二十条第一項の規定により他人の土地の使用の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十八による申請書に、土地の登記事項証明書、関係地の実測図及び工事設計書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土地の所在地及び地目

三　土地の面積

四　土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五　土地の使用の目的及び理由

六　土地の使用の予定期日及び期間

（関係地の実測図）

第五十八条　前条の関係地の実測図は、次の各号に定めるところによって作成し、符号は、国土地理院発行の五万分の一地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

一　縮尺二万五千分の一（二万五千分の一がない場合は五万分の一）の一般図によって関係地の位置を示すこと。

二　縮尺百分の一から三千分の一程度までの間で、関係地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によって関係地を使用の部分は薄い緑色で図示するとともに、関係地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。

２　前条の工事設計書に図示する施設の位置及び内容の図面は、縮尺百分の一から三千分の一程度までのものとする。

（市町村の長に送付する図面）

第五十九条　経済産業大臣が法第百二十条第六項の規定により市町村の長に送付する図面は、第五十七条の関係地の実測図とする。

（使用の手続の保留）

第六十条　法第百二十一条第二項の規定により使用の手続の保留の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十九による申立書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、第五十七条の関係地の実測図に、使用の手続を保留する土地の範囲を黒色の斜線をもって表示するものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用しようとする土地の所在地及び面積

三　使用の手続を保留する土地の所在地及び面積

四　使用の手続を保留する理由

五　使用の手続開始の予定期日

（水の使用）

第六十一条　第五十七条から前条までの規定は、水の使用に関する権利に準用する。

（使用等の届出）

第六十二条　試掘者は、法第百二十二条第一項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地に関する権利若しくは水の使用に関する権利を取得したとき、使用を始めたとき、使用を終わったとき、又は使用しなくなったときは、遅滞なく様式第四十による届出書にその旨を記載し、経済産業大臣に届け出なければならない。

第五章　雑則

（立入検査の証明書）

第六十三条　法第百三十二条第二項（試掘者に限る。）又は第三項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第四十一によるものとする。

（火薬類取締法の適用除外）

第六十四条　法第百三十四条第一項の経済産業省令で定める数量は、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第三十七条に規定する火薬類の数量とする。

（権限の委任）

第六十五条　法第百三十二条第二項の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、試掘場における保安に関するものは、その貯留等工作物を設置する場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において「所轄産業保安監督部長」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

２　次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号及び第五号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十七条第二項及び第三項の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物に関するもの	所轄産業保安監督部長
二　法第六十九条第一項、第二項、第四項及び第七十四条第三項の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物を設置する試掘場に関するもの	所轄産業保安監督部長
三　法第七十条第二項の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物を設置する試掘者に関するもの	所轄産業保安監督部長
四　法第七十一条第二項及び第七十三条の規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物を設置する試掘場における作業監督者の選任及び解任に関するもの	所轄産業保安監督部長
五　法第七十五条第一項、第二項及び第四項から第八項までの規定に基づく権限であって、一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある貯留等工作物の工事に関するもの	所轄産業保安監督部長

附　則

（施行期日）

１　この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正前の二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令の規定により交付され、発行され、又は作成された様式による書面は、この省令による改正後のそれぞれ対応する様式により交付され、発行され、又は作成された書面とみなす。

別表第一（第十九条、第三十二条、第三十五条及び第三十八条関係）

工事の種類	工事計画届出対象	使用前自主検査対象
一　試掘場の設置の工事	設置（二（二）又は（三）の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ中欄に該当する設置の工事に限る。）	設置（二（二）又は（三）の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ下欄に該当する設置の工事に限る。）
二　試掘場の変更の工事		
（一）　掘削用機械（全出力五百キロワット以上の原動機を使用するものに限る。）の設置	設置（二（二）の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ中欄に該当する設置の工事に限る。）	設置（二（二）の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ下欄に該当する設置の工事に限る。）
（二）　掘削用機械の設置の工事以外の変更の工事であって、次の設備に係るもの		
1　やぐら	1　設置	1　設置
	2　位置の変更	2　改造であって、次に掲げるもの
	3　改造であって、次に掲げるもの	(1)　構造又は型式の変更を伴うもの
	(1)　構造又は型式の変更を伴うもの	(2)　やぐらの基礎の支持力に影響を及ぼすもの
	(2)　やぐらの基礎の支持力に影響を及ぼすもの	(3)　やぐらの脚の強度に影響を及ぼすもの
	(3)　やぐらの脚の強度に影響を及ぼすもの	3　取替え
	4　既設のものと同一場所において、同一の材料及び構造のものを取り替えて設置するもの（以下「取替え」という。）	
	5　廃止	
2　巻揚機	1　設置	1　設置
	2　位置の変更	2　改造であって、次に掲げるもの
	3　改造であって、次に掲げるもの	(1)　巻揚機の巻揚能力の変更を伴うもの
	(1)　巻揚機の巻揚能力の変更を伴うもの	(2)　種類又は型式の変更を伴うもの
	(2)　種類又は型式の変更を伴うもの	(3)　巻揚用ロープの強度に影響を及ぼすもの
	(3)　巻揚用ロープの強度に影響を及ぼすもの	(4)　巻揚機のブレーキに係るもの
	(4)　巻揚機のブレーキに係るもの	(5)　巻揚機の動力の非常遮断装置に係るもの
	(5)　巻揚機の動力の非常遮断装置に係るもの	3　取替え
	4　取替え	
	5　廃止	
3　トラベリングブロック等	1　設置	1　設置
	2　位置の変更	2　改造であって、次に掲げるもの
	3　改造であって、次に掲げるもの	(1)　種類又は型式の変更を伴うもの
	(1)　種類又は型式の変更を伴うもの	(2)　トラベリングブロックにおけるロープの接触その他の損傷を防止するための保護設備に係るもの
	(2)　トラベリングブロックにおけるロープの接触その他の損傷を防止するための保護設備に係るもの	(3)　フックの安全装置に係るもの
	(3)　フックの安全装置に係るもの	(4)　トラベリングブロック等の強度に影響を及ぼすもの
	(4)　トラベリングブロック等の強度に影響を及ぼすもの	3　取替え
	4　取替え	
	5　廃止	
4　泥水循環設備	1　設置	1　設置
	2　位置の変更	2　改造であって、次に掲げるもの
	3　改造であって、次に掲げるもの	(1)　泥水循環設備の能力の変更を伴うもの
	(1)　泥水循環設備の能力の変更を伴うもの	(2)　種類又は型式の変更を伴うもの
	(2)　種類又は型式の変更を伴うもの	(3)　ポンプの圧力計又は安全弁に係るもの
	(3)　ポンプの圧力計又は安全弁に係るもの	(4)　泥水循環設備の高圧ガス製造設備に係るもの
	(4)　泥水循環設備の高圧ガス製造設備に係るもの	(5)　泥水循環設備のロータリーホースの強度に影響を与えるもの
	(5)　泥水循環設備のロータリーホースの強度に影響を与えるもの	(6)　泥水循環設備のロータリーホースの落下防止措置に係るもの
	(6)　泥水循環設備のロータリーホースの落下防止措置に係るもの	(7)　泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる装置に係るもの
	(7)　泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる装置に係るもの	3　取替え
	4　取替え	
	5　廃止	
5　噴出防止設備	1　設置	1　設置
	2　位置の変更	2　改造であって、次に掲げるもの
	3　改造であって、次に掲げるもの	(1)　噴出防止設備の能力の変更を伴うもの
	(1)　噴出防止設備の能力の変更を伴うもの	(2)　種類又は型式の変更を伴うもの
	(2)　種類又は型式の変更を伴うもの	(3)　噴出防止設備の高圧ガス製造装置に係るもの
	(3)　噴出防止設備の高圧ガス製造装置に係るもの	3　取替え

別表第二（第三十三条関係）

貯留等工作物等の種類	記載すべき事項	
	一般記載事項	設備別記載事項（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。）
試掘場	1　試掘場の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　坑井の予定深度 3　掘削方式	添付書類（届出に係る工事の内容に関係のあるものに限る。） 1　試掘場の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図 2　主要な設備の配置の状況を明示した図面 3　陸域において、掘削する場合にあっては、坑井の坑口と住宅、学校、病院その他の施設との距離を示す図面 4　海域において、掘削する場合にあっては、水深及び海底構造を示す図面
一　掘削用機械	1　型式、構造及び主要寸法 2　掘削作業に使用する原動機の種類、型式、定格キロワット数及び個数	鉱山保安法施行規則第一条第二十三号に規定する掘削パージを用いて掘削する場合にあっては、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の写し
（一）　やぐら	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　最大火薬類存置量の変更を伴うもの (2)　建物の構造の変更を伴うもの (3)　建物の屋根の外面又は建物の内面（床面を含む。）に使用する材料の変更を伴うもの (4)　盗難又は火災を防止するための措置の変更を伴うもの (5)　暖房設備又は照明設備の設置又は変更を伴うもの (6)　境界柵に係るもの (7)　定員の変更を伴うもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　最大火薬類存置量の変更を伴うもの (2)　建物の構造の変更を伴うもの (3)　建物の屋根の外面又は建物の内面（床面を含む。）に使用する材料の変更を伴うもの (4)　盗難又は火災を防止するための措置の変更を伴うもの (5)　暖房設備又は照明設備の設置又は変更を伴うもの (6)　境界柵に係るもの (7)　定員の変更を伴うもの 3　取替え
（二）　巻揚機	1　型式及び巻揚能力 2　主要寸法 3　巻揚用ロープの材料 4　巻揚機の吊り上げ荷重その他の荷重を測定するための装置の種類、主要寸法、個数及び取付箇所	
（三）　トラベリングブロック等	1　種類及び型式 2　主要寸法及び材料	
（四）　泥水循環設備	1　ポンプの種類及び能力 2　主要寸法及び材料 3　ポンプの安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 4　高圧ガス製造設備の型式、能力、出口の圧力及び最高使用圧力 5　高圧ガス製造設備の安全弁又は逃し弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 6　ロータリーホースの材料	1　やぐら及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　基礎に関する説明書及び基礎の状況を明示した図面 3　強度計算書 4　やぐらの倒壊防止に関する説明書 1　巻揚機及びその附属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　巻揚用ロープの強度計算書 3　巻揚用ロープの腐食防止に関する説明書 4　巻揚機の吊り上げ荷重その他の荷重を測定するための装置の構造図 5　巻揚機のブレーキ及び装置に関する説明書 1　トラベリングブロック等の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　強度計算書 3　トラベリングブロックの保護設備に関する説明書 4　フックの安全装置に関する説明書 5　設備をつり下げた状態における安定性を確保するためのおもりの位置及び保護設備に関する説明書 1　泥水循環設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。） 2　ポンプの安全弁の構造図 3　高圧ガス製造設備の構造図 4　高圧ガス製造設備の強度計算書 5　高圧ガス製造設備の安全弁の吹出量計算書及び安全弁又は逃し弁の構造図

		7　タンクの主要寸法、材料、個数及び取付箇所
		6　ロータリーホースの強度計算書
		7　ロータリーホースの落下防止に関する説明書
		8　タンクの構造図
		9　タンク内の泥水量の異常な増減を知ることができる措置に関する説明書
（五）　噴出防止設備		1　噴出防止設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）
		2　高圧ガス製造設備の構造図
		3　高圧ガス製造設備の強度計算書
		4　高圧ガス製造設備の安全弁の吹出量計算書及び安全弁又は逃し弁の構造図
		5　非常用泥水等の材料の具備状況に関する説明書
二　火薬類取扱所	1　火薬類取扱所の名称及び位置（都道府県、市区町村、郡及び字を記載すること。）	1　火薬類取扱所の建物の種類及び定員
		2　主要寸法及び材料（境界柵の主要寸法及び材料を含む。）
		3　暖房設備の種類及び取付箇所（暖房設備を設置する場合に限る。）
		4　照明設備の種類及び取付箇所（照明設備を設置する場合に限る。）
		5　法規及び注意事項の掲示方法
	2　火薬類の使用見込量及び最大貯蔵量（火薬、爆薬、工業雷管、電気雷管、導火線、導爆線、発破制御用コード及び別に記載すること。）	1　型式、能力、最高使用圧力及び個数 2　主要寸法 3　高圧ガス製造設備の型式、能力、出口の圧力及び最高使用圧力 4　高圧ガス製造設備の安全弁又は逃し弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

様式第１（第４条関係）

試掘許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第４条第１項の規定により、試掘の許可を受けたいので、同条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請に係る試掘区域
２　試掘の開始の予定年月日
３　試掘の概要

備考

１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。

２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。

３　本申請書に添付する法第４条第３項第２号の図面は、法第３条第１項の規定により指定された特定区域との位置関係を明示するものとすること。

４　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第５条第１号関係）

事業計画書

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

１　試掘に関する計画
２　試掘の方法に関する事項
３　試掘に要する期間
４　申請に係る試掘区域及びその周辺の地質構造の評価
５　許可貯留区域等における貯留事業等及び法第12条第１項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）の実績
６　試掘を行うための資金計画
７　試掘を行うための体制
８　その他試掘に関する必要な事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第７条第２項関係）

試掘の許可の更新申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第９条第２項（法第12条第６項において準用する場合を含む。）の規定により、試掘の許可の更新を受けたいので、法第９条第５項及び第12条第６項において準用する法第４条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　許可試掘区域
２　申請に係る試掘の許可番号
３　試掘を開始した年月日
４　試掘の概要
５　試掘の許可の更新を必要とする理由

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第８条第１項関係）

特定区域の（指定・変更）提案書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号。以下「法」という。）第 11 条第１項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第 76 号）第８条第２項各号に掲げる書類を添えて、特定区域の（指定・変更）を提案いたします。

記

１　当該提案に係る区域の所在地
２　当該提案に係る区域の面積
３　当該提案の理由

備考
１　本様式において（指定・変更）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。また、変更の提案を行う場合にあっては、当該変更の提案に係る法第３条第８項の規定により公示された実施要項も添付すること。
２　代表者の氏名の欄は、提案者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第９条第１項関係）

試掘許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号。以下「法」という。）第 12 条第１項の規定により、試掘の許可を受けたいので、同条第５項において準用する法第４条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請に係る採掘権の鉱区及び鉱物の種類
２　申請に係る採掘権の登録番号
３　申請に係る試掘区域
４　試掘の開始の予定年月日
５　試掘の概要

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　本申請書に添付する法第 12 条第５項において準用する法第４条第３項第２号の図面は、申請に係る鉱区との位置関係を明示するものとすること。
４　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第10条第１項関係）

許可試掘区域の増減許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第14条第１項の規定により、許可試掘区域の（増加・減少）の許可を受けたいので、許可試掘区域及び申請に係る（増加・減少）後の試掘区域との関係を示す図面並びに同条第３項において準用する法第４条第３項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　申請に係る（増加・減少）をしようとする許可試掘区域
２　申請に係る許可試掘区域に係る試掘の許可番号
３　申請に係る（増加・減少）後の試掘区域
４　試掘の概要

備考
１　本様式において（増加・減少）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
２　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
３　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
４　法第12条第１項の許可を受けた試掘者を除き、本申請書に添付する法第14条第３項において準用する法第４条第３項第２号の図面は、法第３条第１項の規定により指定された特定区域との位置関係を明示するものとすること。
５　許可試掘区域の減少に係る申請にあっては、法第14条第３項において準用する法第４条第３項第３号及び第４号並びに二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第10条第２項において準用する同規則第５条第４号ニに掲げる書類は添付しないこと。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（第11条第１項関係）

譲渡及び譲受け認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（譲渡人）
氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

（譲受人）
氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第17条第１項の規定により、試掘の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第11条第１項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　譲渡及び譲受けに係る許可試掘区域
２　譲渡及び譲受けに係る試掘の許可番号
３　譲渡及び譲受けの予定年月日
４　譲渡及び譲受けの理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、譲渡人又は譲受人が法人である場合に記載すること。
２　この申請書に添付する譲受人が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに譲受人が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。また、譲受人が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、譲受人が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第11条第２項関係）

合併認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第17条第２項の規定により、合併の認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第11条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
２　申請に係る試掘の許可番号
３　合併の予定年月日

備考
１　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第11条第２項関係）

分割認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第17条第２項の規定により、分割の認可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第11条第２項各号に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　分割前の法人及び分割により一の許可試掘区域における試掘の全部を承継する法人の名称及び住所
２　申請に係る試掘の許可番号
３　分割の予定年月日

備考
１　この申請書に添付する申請者が法第５条第１項第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、分割により一の許可試掘区域における試掘の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第10（第12条第１項関係）

相続届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏　　名
住　　所

下記のとおり、試掘の相続がありましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第18条第２項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第12条第１項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
２　被相続人の氏名及び住所
３　届出に係る試掘の許可番号
４　相続開始の年月日

備考
１　この申請書に添付する相続人が法第５条第１項第２号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第11（第15条関係）

試掘権の放棄届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘権を放棄しますので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第35条第３項の規定により、届け出ます。

記

１　許可試掘区域
２　届出に係る試掘の許可番号
３　届出に係る試掘権を放棄する理由
４　坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「４　坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第12（第17条第１項関係）

試掘の事業の着手届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘の事業に着手しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第58条第２項の規定により、届け出ます。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　試掘の事業の着手の年月日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第13（第17条第２項関係）

試掘の事業着手の延期認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第58条第３項において準用する法第37条第２項の規定により、試掘の事業着手の延期の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　試掘実施計画の認可の年月日
４　試掘の事業着手の延期の期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月間
　　年　　月　　日まで
５　試掘の事業着手の延期の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第14（第17条第３項関係）

試掘の事業休止の認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第58条第３項において準用する法第37条第５項の規定により、試掘の事業休止の認可を受けたいので、申請します。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　試掘実施計画の認可の年月日
４　試掘の事業着手の年月日
５　試掘の事業休止の期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月間
　　年　　月　　日まで
６　試掘の事業休止の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第15（第17条第４項関係）

試掘の事業の再開届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、休止していた試掘の事業を再開したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第58条第３項において準用する法第37条第６項の規定により、届け出ます。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　試掘実施計画の認可の年月日
４　試掘の事業着手の年月日
５　試掘の事業休止の期間
　　年　　月　　日から
　　年　　月間
　　年　　月　　日まで
６　試掘の事業再開の年月日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第16（第18条第１項関係）

試掘実施計画

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　許可試掘区域の地質構造の評価及び過去の調査開発の経緯
４　試掘に関する計画
５　試掘の方法に関する事項
６　試掘に要する期間
７　試掘場における保安を確保するための措置に関する事項
８　坑口の閉塞その他の措置に関する事項
９　試掘の適切な実施を確保するための措置に関する事項
（１）試掘を行うための資金計画
（２）試掘を行うための体制

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第19条第１項の規定に基づく試掘実施計画の変更の認可の申請の場合は、当該変更後の試掘実施計画及び当該変更に係るものの内容を説明する参考書類を添付すること。
３　「８　坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置について記載すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第17（第19条第１項関係）

試掘実施計画の変更認可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第60条第１項の規定により、試掘実施計画の変更の認可を受けたいので、当該変更後の試掘実施計画及び当該変更に係るものの内容を説明する参考書類を添えて、申請します。

記

１　試掘の許可番号
２　変更の内容の概要
３　変更の理由

備考
１　本申請書に添付する変更後の試掘実施計画は、様式第16によること。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第18（第20条関係）

試掘実施計画の軽微変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘実施計画を変更しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第60条第２項の規定により、変更後の試掘実施計画を添えて、届け出ます。

記

１　試掘の許可番号
２　変更の内容
３　変更の理由

備考
１　本届出書に添付する変更後の試掘実施計画は、様式第16によること。
２　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
３　「２　変更の内容」は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第19条第３項各号のいずれに該当するかの別を明らかにすること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第19（第21条関係）

定期報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第64条第１項において準用する法第49条の規定により、試掘によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、認可試掘実施計画の実施状況を報告します。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　認可試掘実施計画の実施状況
（１）　試掘に関する計画の進捗
（２）　試掘の方法に関する事項の状況
（３）　試掘場における保安を確保するための措置に関する事項の状況
（４）　試掘の適切な実施を確保するための措置に関する事項の状況
４　その他報告すべき事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
２　「３　認可試掘実施計画の実施状況」の報告にあっては、その内容を説明する参考書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第20（第22条関係）

試掘廃止届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、試掘を廃止したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第64条第２項において準用する法第57条第１項の規定により、届け出ます。

記

１　許可試掘区域
２　試掘の許可番号
３　廃止した年月日
４　廃止した理由
５　坑口の閉塞その他の措置に関する事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「５　坑口の閉塞その他の措置に関する事項」は、法第64条第３項において準用する法第23条第１項の規定に基づく措置について記載すること。また、当該措置の内容を説明する参考書類を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第21（第24条第３項関係）

災害報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、災害が発生しましたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第68条第１項の規定により、報告します。

記

１　試掘場名
２　所在地（電話番号）
３　試掘者名
４　作業監督者氏名（作業区分）
５　災害発生年月日時
６　災害の種類
７　災害発生箇所
８　罹災者に関する事項
（１）職種名
（２）氏名
（３）年齢
（４）罹災程度（休業見込日数）
（５）経験年月
９　災害の概況
10　災害の原因
11　作業監督者が本災害発生の前後にとった処置
12　試掘者が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価
13　試掘者が本災害に対してとった保安上の処置及び今後の対策

備考
１　代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
２　災害発生年月日時は24時間制とすること。
３　説明図を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第22（第26条第１項及び第２項関係）

保安規程（変更）届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、保安規程を（定めた・変更した）ので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第69条第１項（第69条第２項）の規定により、保安規程を添えて、届け出ます。

記

１　試掘場名
２　所在地（電話番号）
３　試掘者名

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　本様式において（定めた・変更した）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
３　保安規程の変更にあっては、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第26条第２項に規定する変更を必要とする理由を記載した書類を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第23（第28条関係）

作業監督者の（選任・解任）届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、作業監督者を（選任・解任）したので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第71条第２項の規定により、届け出ます。

記

１　試掘場名
２　所在地（電話番号）
３　試掘者名
４　（選任・解任）した者の氏名
５　（選任・解任）年月日
６　（選任・解任）した作業の区分

備考
１　本様式において（選任・解任）とあるところは、いずれか該当するものを丸で囲むこと。
２　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
３　選任の場合にあっては、選任した者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第27条第１項又は第２項に規定する要件を満たすことを証する書面を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第24（第33条第１項関係）

工事計画又は変更届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、工事をしたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第75条第１項又は第２項の規定により、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号。以下「規則」という。）第33条第１項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

１　試掘場名
２　所在地（電話番号）
３　試掘者名
４　工事の種類

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　本様式において「４　工事の種類」には規則別表第１の中欄に掲げる事項を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第25（第33条第３項関係）

工事計画軽微変更届出書

年　月　日

殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第75条第８項の規定により、工事の計画を変更したので、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、届け出ます。

記

１　工事の計画の変更に係る試掘場の名称及び所在地
２　変更の年月日
３　変更の内容

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第26（第44条第１項関係）

探査許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号。以下「法」という。）第107条第１項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第108条第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。

記

１　申請の区域の所在地
２　探査の期間
３　探査の実施計画
（１）　計画名
（２）　目的
（３）　計画の目標
（４）　探査を行おうとする区域における危険を防止するために講ずる必要な措置に関する事項
（５）　探査の実施体制（請負に関する事項を含む。）
（６）　探査と関連する過去又は将来の探査計画
４　探査の方法
（１）　海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細
①　船舶の名称、種類、船籍、船舶番号及び信号符号
②　船舶の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号
③　船舶の責任者の氏名、経歴、住所及び電話番号
④　全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
⑤　船舶への通信手段
⑥　船員数
⑦　船舶全体を確認できる写真
（２）　探査の用に供する装置及び機器の詳細
①　地震探査法又は第43条第２項各号に掲げる方法のうち該当するもの
②　使用する主要な装置及び機器、これらの仕様並びに個数等
（３）　その他探査の具体的な方法を説明するために必要な事項
５　寄港予定地及び寄港予定日
６　探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものである場合にあっては、当該許可貯留区域等において貯留事業等を行う貯留事業者等との調整に関する事項
７　探査が他人の鉱区で行われるものである場合にあっては、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
８　農業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項
９　探査の結果の取扱いに関する事項

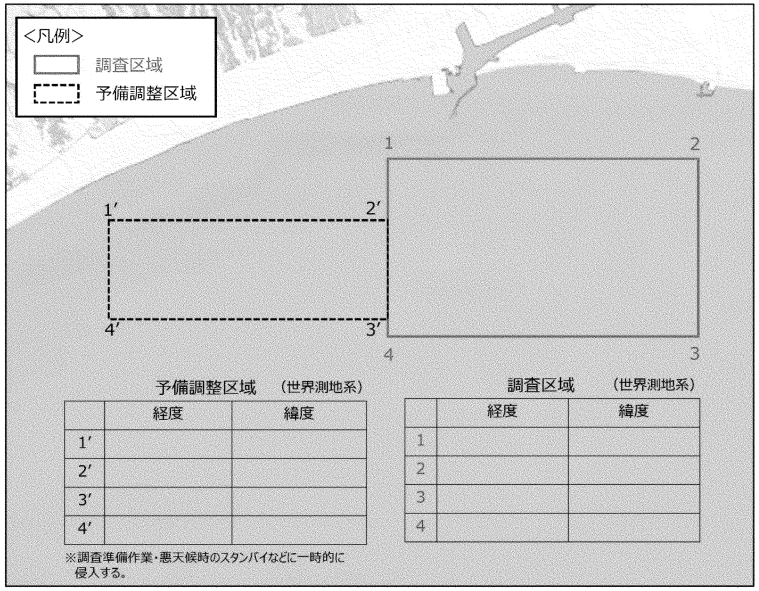
備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　「３（３）計画の目標」には、陸域、海域別の測線長、探査方法などの探査の内容を記載し、探査で求める成果を記載すること。
３　法第108条第２号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面には、氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を記載すること。
　また、当該書面には、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付し、申請者が個人である場合にあっては、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別及び役職を記した表を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第27（第44条第１項関係）

探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

１　申請の区域の所在地
２　申請の区域の面積
３　縮尺
４　平面直角座標系の系番号



予備調整区域　（世界測地系）

	経度	緯度
1′		
2′		
3′		
4′		

※調査準備作業・悪天候時のスタンバイなどに一時的に侵入する。

調査区域　（世界測地系）

	経度	緯度
1		
2		
3		
4		

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　探査を行おうとする区域を表示する図面（世界測地系）は、上記の例により作成すること（緯度、経度に併せてＸ、Ｙ座標値を記入すること。）。
３　探査を行おうとする区域を表示する図面の縮尺は、原則 10,000 分の１とすること。ただし、10,000 分の１とすると区域が明示し難い場合には、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。
４　探査を行おうとする区域を含む国土地理院発行の 50,000 分の１地形図が発行されている場合には、その地形図の図名を記載すること。さらに、当該探査を行おうとする区域の位置が、当該地形図を４等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○印で表示すること。
５　記号は、国土地理院発行の 50,000 分の１地形図の図式記号及び日本産業規格鉱山記号（JIS M 0101）によること。
６　記号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。
　赤色・・・三角点の標高、真北線、探査を行おうとする区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線
　青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線
　褐色・・・道路
　黒色・・・三角点、等高線
７　用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものを用いること。
８　図面の作成に当たっては、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨その他の退色し、又は消失しないものを用いること。
９　回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項を記載すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第28（第46条関係）

探査許可証

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第107条第１項の許可を受けた者であることを証する。

経済産業大臣　　印

探査を行う区域の所在地	
探査の期間	
船舶の名称	
船舶番号	
地震探査法又は第43条第２項各号に掲げる方法のうち該当するもの	
許可の年月日	
許可番号	
許可の条件	

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載する。
２　船舶の名称及び船舶番号は、海域において探査を行おうとする場合に記載する。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第29（第47条第１号関係）

許可証再交付申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第47条第１号の規定により、許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　再交付を申請する理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　申請の理由が許可証の汚損であるときは、汚損した許可証を返納すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第30（第49条第１項関係）

探査変更許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 109 条第１項の規定により、探査の変更の許可を受けたいので申請します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　変更の内容
３　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　この申請書には、第 44 条第１項各号に掲げる事項に変更がある場合には、当該変更後の同項の図面を添付すること。
３　探査許可証の記載事項に係る変更を行おうとする場合には、当該変更申請に併せて当該探査許可証を提出すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 31（第 51 条第１項関係）

探査の軽微な変更等届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、探査の軽微な変更等をしたので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 109 条第３項の規定により、届け出ます。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　変更の年月日
３　変更の内容
４　変更の理由

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　この届出書には、第 50 条第３号に掲げる事項の変更がある場合には、当該変更後の第 44 条第１項の図面を添付すること。
３　探査許可証の記載事項に係る変更の届出を行おうとする場合には、当該変更の届出に併せて当該探査許可証を提出すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第32（第52条第１項関係）

合併承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 112 条第１項の規定により、合併の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

１　合併により消滅する法人及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所
２　許可の年月日及び許可番号
３　合併の予定年月日

備考
１　この申請書には、合併契約書の写し及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 108 条第２号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
　当該書面には、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　申請に併せて、探査許可証を提出すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第33（第52条第１項関係）

分割承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 112 条第１項の規定により、分割の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

１　分割前の法人及び分割により探査の事業を承継する法人の名称及び住所
２　許可の年月日及び許可番号
３　分割の予定年月日

備考
１　この申請書には、分割計画書又は分割契約書の写し及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 108 条第２号（ハ及びホを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
　当該書面には、分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに当該法人の役員の氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　申請に併せて、探査許可証を提出すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 34（第 53 条第１項関係）

相続承認申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏　　名
住　　所

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 113 条第１項の規定により、相続の承認を受けたいので、関係書面を添えて、申請します。

記

１　被相続人との続柄
２　被相続人の氏名及び住所
３　許可の年月日及び許可番号
４　相続開始の年月日

備考
１　この申請書には、戸籍謄本、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により探査の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書及び申請者が二酸化炭素の貯留事業に関する法律第 108 条第２号イからハまで又はホのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付すること。
　当該書面には、氏名、氏名のふりがな、生年月日、性別、住所及び役職を記した表を添付すること。
２　申請に併せて、探査許可証を提出すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第35（第54条関係）

探査結果報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、探査によって得られた地質構造の調査の結果及びその記録を記録した電磁的記録媒体を添えて、探査の結果を報告します。

記

１　許可の年月日及び許可番号
２　探査を行った区域の所在地
３　探査の期間
４　探査の信頼性に影響を及ぼす可能性のある事項
５　その他探査が適正に行われたことを説明するために必要な事項

備考
１　代表者の氏名の欄は、報告者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第36（第55条関係）

土地の立入り許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 116 条第１項の規定により、土地の立入りの許可を受けたいので、申請します。

記

１　土地の所在地及び地目
２　土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
３　土地の立入りの予定期間
４　土地の立入りの目的

備考
１　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第37（第56条関係）

裁決申請書

（裁決申請者）
氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

（相手方）
氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 117 条第２項の協議が成立しないので、同条第３項の規定により、裁決を申請します。

記

１　損失の事実
２　損失の補償の見積り及びその内訳
３　協議の経過

年　月　日

裁決申請者　氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

収用委員会　　御中

備考
１　代表者の氏名の欄は、裁決申請者又は相手方が法人である場合に記載すること。
２　裁決申請者が２以上の場合は、連名で申請することができる。
３　「１　損失の事実」は、損失の内容の説明のほかに、発生の場所及び時期を記載すること。
４　「２　損失の補償の見積り及びその内訳」は、積算の基礎を明らかにすること。
５　「３　協議の経過」は、経緯の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第38（第57条関係）

土地の使用許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 120 条第１項の規定により、土地の使用の許可を受けたいので、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第 76 号）第 57 条に掲げる書類を添えて、申請します。

記

１　土地の所在地及び地目
２　土地の面積
３　土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
４　土地の使用の目的及び理由
５　土地の使用の予定期日及び期間

備考
１　本申請書を書面により提出する場合にあっては、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（当該収入印紙には、消印をしないこと。）。
２　代表者の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第39（第60条関係）

土地の使用手続の保留申立書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第 38 号）第 121 条第２項の規定により、土地の使用の手続を保留したいので、申し立てます。

記

１　使用しようとする土地の所在地及び面積
２　使用の手続を保留する土地の所在地及び面積
３　使用の手続を保留する理由
４　使用の手続開始の予定期日

備考
１　代表者の氏名の欄は、申立者が法人である場合に記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第40（第62条関係）

土地の使用等届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住　　所
代表者の氏名

下記のとおり、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第76号）第62条の規定により、届け出ます。

記

１　土地の所在地及び面積
２　届出の理由
３　使用等に係る年月日

備考
１　代表者の氏名の欄は、届出者が法人である場合に記載すること。
２　「２　届出の理由」には、土地に関する権利若しくは水の使用に関する権利を取得したこと、使用を始めたこと、使用を終えたこと又は使用しなくなったことのいずれかについて記載すること。
３　「３　使用等に係る年月日」には、「２　届出の理由」に記載した事項が生じた年月日を記載すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第41（第63条関係）

表

第　　号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第132条の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　月　日生

写
真

契
印

年　月　日発行（１年間有効）

経済産業大臣　印

裏

二酸化炭素の貯留事業に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第百三十二条　（略）

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、試掘者又は導管輸送事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、試掘者又は導管輸送事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、探査を行う者の事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

４　（略）

５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　（略）

第百四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～九　（略）

十　第百三十二条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

○経済産業省令第七十七号

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百条の二第二項第五号及び第五項の規定に基づき、鉱業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月七日

経済産業大臣　武藤　容治

鉱業法施行規則の一部を改正する省令

鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四十四条の五　法第百条の二第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） 六　申請に係る探査が他人の許可貯留区域等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下この号において同じ。）の直上の区域で行われるものの場合は、当該許可貯留区域等の貯留事業者等（同法第五条第一項第二号ハに規定する貯留事業者等をいう。）との調整に関する事項 七　（略） （許可証の再交付） **第四十四条の七**　法第百条の二第五項の経済産業省令で定める許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は次に掲げるものとする。 一　（略） 二　法第百条の二第一項の許可を受けた者（次に掲げるハの場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（二の場合にあつては、発見した許可証）を経済産業大臣又は経済産業局長に返納しなければならない。 イ～ハ　（略） ニ　前号の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。	**第四十四条の五**　法第百条の二第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） （新設） 六　（略） （許可証の再交付） **第四十四条の七**　法第百条の二第五項の経済産業省令で定める許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は次に掲げるものとする。 一　（略） 二　法第百条の二第一項の許可を受けた者（次に掲げるハの場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（二の場合にあつては、発見した許可証）を経済産業大臣又は経済産業局長に返納しなければならない。 イ～ハ　（略） ニ　前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

様式第三十五を次のように改める。

様式第35（第44条の3第1項関係）

探査許可申請書

年　月　日

経済産業大臣又は経済産業局長　殿

住所（郵便番号）

申請者　　氏名又は名称

（電話番号）

下記のとおり、鉱業法第100条の2第1項の規定により、探査の許可を受けたいので、探査を行おうとする区域を表示する図面及び法第100条の3第2号に該当しないことを誓約する書面を添えて、申請します。

記

1　申請区域の所在地
2　探査の期間
3　当該探査の実施計画
（1）　計画名
（2）　実施法人又は実施者の国籍
（3）　目的とする鉱物の名称
（4）　政府機関との委託関係がある場合、政府機関の名称及び住所
（5）　計画の目標
（6）　当該探査を実施しようとする区域の危険防止のために必要な措置に関する事項
（7）　当該探査の実施体制（請負に関する事項を含む。）
（8）　当該探査と関連する過去又は将来の探査計画
4　探査の方法
（1）　海域において行う探査にあつては船舶の詳細（計画に使用しているその他の船舶を含む。）
①　船舶の名称、種類、船籍、船舶番号及び信号符号
②　船舶の所有者の氏名、住所及び電話番号
③　船舶の責任者の氏名、経歴、住所及び電話番号
④　全長、最大喫水、総重量及び航行最大速度
⑤　船舶への通信手段
⑥　船員数
⑦　船舶全体を確認できる写真
（2）　装置及び機器の詳細
①　地震探鉱法又は第44条の2第2項各号に掲げる方法のうち該当するもの
②　その他に使用する主要な装置及び機器
③　①②で使用する装置の仕様及び個数等
（3）　その他、当該探査の方法を把握するために必要な事項
5　寄港予定地及び日付
6　公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設、文化財、公園又は温泉資源の保護に関する事項
7　農業、林業、漁業又はその他の産業との調整に関する事項
8　申請に係る探査が他人の鉱区で行われるものの場合は、当該鉱区の鉱業権者との調整に関する事項
9　申請に係る探査が他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものの場合は、当該許可貯留区域等の貯留事業者等との調整に関する事項
10　探査結果の取扱いに関する事項

備考
1　「3(5)計画の目標」には陸域、海域別の測線長、探査方法など探査の内容を記載し、当該探査で求める成果を記載すること。
2　様式第2の備考6及び様式第13の1の備考3に準ずる。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。

（経過措置）
2　この省令の施行の際現にされている鉱業法第百条の二第一項の規定による許可の申請に係る申請書の様式については、この省令の規定による改正後の鉱業法施行規則様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月七日　　経済産業大臣　武藤　容治

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十三　（略） 二十三の二　機構法第十一条第一項第二十三号の二に規定する協力に関する事項 二十四～三十四　（略）	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～二十三　（略） （新設） 二十四～三十四　（略）

附　則

この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月十八日）から施行する。